

平成26年1月28日

第11回

美里町学校教育環境審議会会議録

第11回美里町学校教育環境審議会会議録

日 時 平成26年1月28日(火曜日)午後2時開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202会議室

出席委員(10名)

委員長 高橋直見

委員 尾形剛志 荒川 繁

門田真理 長澤 学

曾根昭夫 木村強一

勝又治子 齋藤 寧

木田真由美

欠席委員(2名)

日向敏男

高橋康博

教育委員会事務局職員出席者

教育長 佐々木 賢治

教育委員会委員 三浦 昌明

次長兼教育総務課長 大友 義孝

教育総務課長補佐 寒河江 克哉

傍聴者 4名

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 確認事項

1) 第10回〔H25.12.5開催〕の会議録について

第4 協議事項

1) 諮問事項に対する答申〔案〕について

第5 その他

第6 閉会

1. 開 会

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 改めまして、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまより、第11回美里町学校教育環境審議会を開催させていただきます。次第に従いまして、進行させていただきますので、委員長のあいさつをお願いします。

2. 委員長挨拶

○委員長（高橋直見君） この審議会、一桁の回数で終えたいなと思っておりました。きょうで第11回ということで、たびたび申し上げているのですが、委員長の進め方が上手にいかないというようなこともありまして延びてしまいました。一昨年8月ですので、ちょうど1年半ぐらいかけてやってきたのですけれども、こう思っております。

第10回の会議で答申案を大体お示しして、いろいろ御意見を頂戴しました。それで、その御意見を踏まえて修正したものを御提示しているわけですが、2回目の校正案ということになりますけれども、実際は委員さんからいろいろな意見をいただいて、各委員さんのお考えもありまして、ファクスでやりとりしながら打ち合わせもしてあります。ということで、きょうの答申案はこのような数回の校正を経た案であるということです。

恐らく各委員さんのいろいろなその思い、あるいは表現上でこのほうがいいのではないかと、いろいろあるのだと思います。それで、この答申を策定するに当たって、ほとんど完璧なものというのは難しいだろうと思います。それで、よく言われるのですが、一体何回やれば完成するのだろう、完璧なものができるのだろうと。参考になるのは学習指導要領の体系作業だろうと。それで御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、相澤さんという文科省の教科書担当の方がおりますけれども、その調査官は宮教大の教授にも就任しています。ちょっと雑談したことがあります。学習指導要領を10年に1回ほど改訂しているけれども、その中心でまとめ役をやって、何回ぐらいやるのか。「数えたことがないけれども、大小500回かなあ」と言っていました。500回やる、それはまあ数年という、10年まではかけないでしょうけれども、多大な時間をかけ事務局スタッフ、その他全国のいろいろな名立たる人が集まってやるのでしょ。というふうな話をちょっとしたことがありました。

それで、この審議会の答申ですけれども、たびたび申し上げているのですが、教育長さんあ

るいは委員長さんから大体大まかな方向性、基本的な方向性をこの審議会に出していただきたいということで、そういう前提に立って、多少表現に細かなところで、あれと思うようなところは必ずあると思うのですけれども、大筋でよければご理解をいただいて、その御意見を踏まえたものを答申案としたい。本当に細かいこと、ちょっとこれは後で少し表現をこうしたらいいのではないかということは、事務局のほうに私からお願いしたいというふうなことで、この審議会を最後にしたいと思っております。

それでは、よろしく御審議お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

3. 確認事項

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、申し送りがおくれておりました。本日、日向委員様、高橋委員様より欠席という連絡をいただいております。報告が遅れて申しわけございませんでした。

それでは次に、3番目の確認事項に移らせていただきます。第10回の会議録につきまして、委員の皆様方に事前にお送りさせていただいております。事前に事務局のほうに御連絡がありました件について、申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、荒川委員様より皆様方のお手元の23ページの部分でございます。荒川委員が御発言になっている、「悪く言えば」と私のほうで変換させていただきましたが、これは「悪くなれば」と発言なされていたということでしたので、その部分を修正させていただきたいと思っております。

また、高橋委員長より15ページ、16ページにかかりまして、発言している内容は間違いございませんが、言い回しが足りなかったため、その部分を一部修正というように申し受けております。内容的には15ページの高橋委員長が話されました上から3行目で「南郷地域の教育効果を高めると」と。それで「と」で終わっておりますが、本来その後に言いたかったことは「高めたいという願いを込めています」ということをお話しになりたかったということでしたので、その文言を加えさせていただきたいと思っております。

また、16ページ、これも高橋委員長の発言ですが、上から7行目か8行目になります。「そう強い表現とは私は」ということで終わっておりますが、そこには「思いませんが」といった言葉を入れさせていただくということで承っておりますので、その部分を追加修正させていただきたいと思っております。

なお、ほかの委員様方からのほうからは会議録に対する修正等の申し送りはございません。

以上、報告させていただきました。

○委員長（高橋直見君） 第10回の会議録ですが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、お認めいただいたということで先に進みたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

4. 協議事項

○委員長（高橋直見君） それでは、きょうの協議事項でございますが、最終の答申をまとめるということでございます。

新たにお送りしている答申案でございますが、進め方について、5つの諮問をいただいておりますので、1つずつ5項目、それを順番に確認していただきたいと思います。

○委員（勝又治子君） 委員長さんの挨拶の中であつたのですが、この審議委員会はきょうで終わりですか。

○委員長（高橋直見君） はい、終わりにしたいというお願いを申し上げたということです。

○委員（勝又治子君） でも、決定ではないですよ。これからの話し合いの流れ次第ですから。何が何でもきょうで終わりですか。

○委員長（高橋直見君） いろいろお話をいただいて、大体大まかに御同意いただければ、あとは本当に細かいところは事務局と副委員長とですか、後は一任いただきたいというふうには思っております。

○委員（勝又治子君） でも、出だしのところできちんと委嘱状をいただいてこの会が始まったわけですから、最後までしっかりとやったほうがいいのではないですか。皆さんででき上がった、答申案を読んで納得して、さらに委員長さんがお渡しするというのが筋ではないですか。

○委員長（高橋直見君） そのとおりなのですが、細かい文言について、「てにをは」ですけれども、それあたりについては御一任いただくような形で終わられればいいかなというふうに思っております。

○委員（勝又治子君） 「いいかな」ですよ。

○委員長（高橋直見君） 内容が大体合意できれば、私は細かい表現までもう一度皆さんにお集まりいただいてというのは大変な部分があるのでないかなと思います。

○委員（勝又治子君） そこに大事なところもあるのでないでしょうか。

- 委員長（高橋直見君） それは御意見を出していただいて。
- 委員（勝又治子君） 審議会の品位にもかかわることになると思うのですよ。しっかりでき上がったものを皆さんで納得して、終了したほうがよろしいのではないのでしょうか。きょうでそれができればよろしいのですけれども。
- 委員長（高橋直見君） きょうはそれを目指して皆さんで御協力いただければと思います。
- 委員（勝又治子君） わかりました。
- 委員（曾根昭夫君） もう1ついいですか。委員長さんが御挨拶なさった中に入っているのですけれども、審議会資料、答申案といいますか、1月28日付け、これを言っていると思うのですけれども、配られていますね、郵送で。
- 委員長（高橋直見君） 事務局のほうから差し上げていた提案ですね。
- 委員（曾根昭夫君） 郵送で来ていたのですね、手元に来ております。これをおっしゃったのだと思いますが、どうもその話を聞いていると半分しかないとはいないと思いますが、挨拶の中では。なぜかという、「皆さんの御意見を聞きながらこれをまとめました」ということですが、意見として出ただけで、そのようになっていないのですよ。だからそういう言い回しはまずいのですね。
- 委員長（高橋直見君） わかりました。例えば曾根委員さんからいただいた意見を前回の審議会の後に御意見、メモとしていただいたりしていますので、それを踏まえて事務局と協議の上、直してお示ししたと。さらにまたその直したものについても、またいろいろと、完全なものではないのですけれどもね。「てにをは」とかありますし、そういうことの意味を聞きながら、問題なければと。あと御審議の中でそれをいろいろな形で意見を交換していきたいと思います。そしてまとめられたらいいなというふうに思っています。
- 委員（曾根昭夫君） 今、私が皆さんに意見を言ったのは、全て言ったとおりではないということをおし述べただけですからね、いいですか。中身は私のときは個別的にこここのところを挙げました。何項目か。ページ数で4ページ挙げているのですけれども、その中のごく一部は入っています、確かに。それでも一切触れていない部分もあるのです。このようなことで「御意見を聞きました」という御挨拶では、どうもよく通っていないなと感じたことが一つありますし、事務局と委員長とだけですか、やったのは。副委員長とはやらないのですか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいですか。曾根委員、よろしいでしょうか。曾根委員とも月曜日にお話しさせていただきましたが、副委員長とも木曜日に自宅にお伺いましてお話しさせていただいております。副委員長とそういった相談、協議はしていないとい

うことではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員（曾根昭夫君） それはわかりますけれども、行ったのは30分と言いましたね。30分でこの4ページの中身を検討できないのでないですか。だから十分やりましたかというのは、これをつくる前に委員長と副委員長と事務局と合わせて話してくださいというのを私は第10回の方に述べているのですよ。そのとおりやっていないということなのですよ、まず。それで、きょう1回でお終りにしましょうという委員長のその発言は、どうもこの余りにも先進みというふうには見えませんね。ゆっくりやりましょうと言えれば、また私もこのようなことを言う必要もないのでございますけれども。

○委員長（高橋直見君） 判りました、きょうの審議をゆっくりやりましょう。

（「はい」の声あり）

それでは進めてまいりたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） お願いいたします。

○委員長（高橋直見君） それでは、「学校等の適正規模に関する基本的な考え方について」というところで、きょうお示ししている案文は1月28日の答申案でよろしいのですよね。郵送されたものですよね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員の皆様方には先週の金曜日、もしくは土曜日に自宅に到着するように発送させていただいております。

○委員長（高橋直見君） それでは、そのお届けした後も御意見を寄せられていますので、そういうことも含めてゆっくり進めますので、審議してまいりたいと思います。

それでは、（1）の最初の諮問に対する答申で、前回から修正があったところを中心に事務局に御説明いただくといいかなと思いますのでお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、簡単に説明させていただきます。

前回、12月5日に皆様方のほうに素案としてお示ししまして、いろいろと御意見をいただいております。その御意見をもとにしまして修正したものが今回皆様方に事前に配付させていただきました「1月28日」と書いた「案」となったものでございます。

まず、1番目の諮問事項に対する修正でございますが、1）の文面は変更ございません。その下の理由でございます。①から④まで4つの項目がございましたが、その①と②を統合させていただいております。前回、③の「学校行事においては」となっているものを②とさせていただきます。その文面が言っていることが逆ではないかといった委員さん方のいろいろな意見がございましたので、文面を「集団で活動する場面が増え」というように修正させていただ

いております。

③につきましては、前回④だったものそのままでございます。

また、米印となっておりますただし書きにつきましては、答申でございますので、ただし書きを入れますとまた逆の意見も出してしまうのではないかという委員の意見もございましたので、このただし書きにつきましては削除させていただいております。

また、2)でございます。「中学校においては」でございますが、前回「小学校の適正規模理由に加え」という文言が入っておりましたが、これは中学校においては「3学級以上の学校規模を基本とすることが望ましい」が述語になりますので、この「小学校の適正規模理由に加え」を外させていただいております。

また、委員の方々から、国語・英語・数学等の5科目または免許外指導となっている場合が多い体育・美術・技術等のことも寄せられました。その部分を加味しまして、答申案のほうには「国語・英語・数学・理科・社会（以下、「国語等」という）」という文言を加えさせていただきました。その「国語等」という文言を、今度は理由の③の中の、前回「同一教科を担当する教員の」という前に、「国語等を担当する教員の複数配置」というように修正させていただきました。最後に「また、免許外指導の解消も期待できる」という文言を追加させていただいております。

その後、米印でただし書きを書いておりますが、このただし書きについても先ほどと同じとおり削除させていただくということで、今回は除いております。

もう1つございます。答申の3)でございます。これにつきましては、曾根委員から「学校等の定義づけがされていませんよ」という御指摘がありまして、「学校等」というものの定義を(1)の諮問事項の下の部分に書かせていただいております。「学校等」とは、町立小学校、中学校及び幼稚園をいう定義づけをさせていただいた上で、3)の幼稚園の部分については、「現状の幼稚園規模は、適正と考える」という一言を入れさせていただいております。

これにつきましては、第3回目の会議だったと思います。教育委員会のほうからの諮問事項の基本的な考え方という資料を委員の皆様方にお示ししまして、教育委員会としましては、今の幼稚園というのは適正規模、適正配置と考えておりますので、当分の間は施設整備の見直しは必要ないと教育委員会は考えておりますので、今回の審議のほうからは幼稚園については特段審議は必要ないと思われましてということをお伝えしております。それを踏まえた文言をこの部分に入れさせていただいております。

以上が、主だった修正点でございます。

○委員長（高橋直見君） 「学校等」という定義づけを、曾根委員さんから意見があったので、1行入れたということです。

あと、前回御意見をいただいた、小学校においては4項目を2項目に文章を整理したという部分。

それから、中学校においては上記に加えて、小学校の適正規模に加えてこうだということを言っていた部分を外しても、言っていることはその内容は変わらないだろうということで削除したと。3学級以上の学校ということだったら、当然学級替えとかそういうものは踏まえるという考え方になっています。

あと幼稚園については、適正と考えるということで、理由はあえてつける必要があるかどうかなのですけれども、みな理由がついていますので、付けたということでございます。

以上、第1の諮問事項に対しての3点の答申をいただきますが、順不同でもいいかと思いますが、できれば順を追って御意見を伺いたいと思います。

○委員（門田真理君） 1)の全体文面をみますと、この審議会の中では統廃合だけではなく小規模学級がいいのではないかというお話も出ていたと思うのですけれども、そういう話し合いをしましたよというのは、この答申の案の中には入ってはいないのでしょうか。これだけ見ると、全員が全員統廃合をしたほうがいいのかというふうになっているのかなと。これだけを見た人は思ってしまうのですが、どうなのでしょう。

○委員長（高橋直見君） これはいろいろなところに入っていたのですけれども、取り除いたのですね、特に南郷地域等で。南郷地域においてはというようなただし書きがあったのですけれども、小規模の部分で。適正規模はどうですかと、基本的な考えはどうですかということですから、当然今おっしゃったようなことも前提にしながら表現としてはこういうふうなことなのです。決して小規模学校がいけないとか、少人数学級が必要ないとか、そういうことではないのですけれども、適正規模の基本的な考え方はどうですかということで大まかな提言をするとなれば、こういうふうになりますよということです。

ほかにはございませんか。

○副委員長（木村強一君） 今、門田委員さんから、いわゆる適正規模の中で委員さんから発言があった少人数学校というような、それもあったので入れておく必要もあるのでないかということで、私も当然入れてほしいと思うのです。ただし、学校等の適正規模ということもあるので、適正規模とすると少人数学校というのは基本としては入ってこないのだけれども、ただ美里町の場合だと小規模校を抱えているわけだから、そのところもおいおい考えるとすると、

入れ込むのはよかったかもしれないなど、いま私も質問を聞いて思いました。

ただ、委員会のほうとしては、小規模校をなくすということではなくて、小規模校を十分考えているわけでしょう、これは。私は入れてもいいのでないかというような気がするのですがね、実際抱えている。おいおい全ての学校が小規模校になるのでないの、町内の小学校。というような疑問があるね。

○委員長（高橋直見君） 小規模校につきまして、どこに入れるかというので多少動いていたのですよね。特に南郷地域において当初入っていたのですけれども、後ろのほうに移したり。こういうことで、将来のことを考えるとこのような表現になるのでないですかと。南郷地域は幼・小・中という1つのまとまった地域なので、適正規模の基準からするとちょっと小規模なのですけれども、南郷地域の特色を生かしてそれは解決してくださいと。例えば、幼小連携、小中連携、一貫とか、いろいろな形の小規模を克服するための知恵を絞れば、本当にいい教育になるのではないですかということは、提言しているのです。

○委員（門田真理君） これだけを見ても、今の意見というのは全然読み取れません。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか、委員長。いまお話になった、前回12月にお渡しした資料の中の、先ほど米印でただし書きを削ると申し上げました。そのただし書きのほうにその部分が載っていました。「ただし、学年単学級であっても」云々ということが入っていたのです。ただ、そのただし書き以下の部分というのはここで基本的な考え方と相反することを言ってしまうだろうと。これはそうすると答申の中ではそれを同時に載せるといふのはどうなのかといふことなので、削らせていただくというような結論を出しておりました。

ですから、そういった小規模学級云々のことについては、審議会の中で発言が出たことなので、もしも入れられるとしましたら4番目の「学校等が抱える将来的な課題に関すること」、その中で謳うことで可能ではないだろうか、いま事務局では考えた次第でございます。

○副委員長（木村強一君） （4）の中で、なるほど。これは課題としてね。そういうところでいいのでないですか。

○委員長（高橋直見君） 第10回の答申案というのを、もう1回読みますね。こういうふうにあったのです。理由のその後、「単学級であっても、社会性の涵養や切磋琢磨の機会提供は可能であり、地域の実情により学年単学級を選択せざるを得ない場合は、社会性の涵養や切磋琢磨の機会を増やすよう教育委員会や当該学校の努力を期待したい」という表現があったのです。

○委員（勝又治子君） 「社会性の涵養や切磋琢磨の機会を増やすよう」はないですよ。 「教

育委員会や」の前の部分は。

○委員長（高橋直見君） 「切磋琢磨の機会を増やすよう、教育委員会や当該学校の努力に期待したい」という表現で3行入っていたのです。そのことを申し上げたのです。

それで、いま諮問をいただいて答申をする場合に述べた基本的な考え方、それとちょっと矛盾するだろうと。それをあえてここに2つ並べると、その答申をいただいたほうがちょっと迷うだろうというふうなこともあって、後ろのほうの文章は削除ということで進めてきたという経緯です。勝又委員さん、どうぞ。

○委員（勝又治子君） いや、前回の10回目のところで、教育委員会にそういうことができるよなという部分は抜けていますので、「選択せざるを得ない場合は教育委員会や当該学校の努力を期待したい」ということだったと思います。ですから、私も質問に出したのですが、「教育委員会や当該学校に努力を期待して」というのが何を意味しているのか、ここが一番聞きたいところだったと、そういった面で意見を出したのですが。

○委員長（高橋直見君） ただし書きを残すか残さないかというふうな話、ただし書きをどうするかというようなことは、それはまた次のステップの話。残すか残さないかで、これはここに入れるといろいろ解釈上難しいので、矛盾するような材料もあるので、後ろのほうで今後の課題というのですか、後ろのほうで持っていきましようというふうな意見があったということですね。はい、事務局から何かありますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません。ただいまの勝又委員が話された、いま委員長が読み上げた文章ですけれども、委員長からいただいたファクシミリから私のほうで「教育委員会や当該学校の努力を期待したい」の前の部分ですが、その部分を抜いておりました。

ですから、委員長が読み上げた部分と第11回目で皆様方にお示ししました文言には多少の違いがあったといったことを多分勝又委員のお話だったのかなと思いました。済みませんが、その部分は事務局のほうで文言を整理する中で、いま委員長が読み上げた文言の一部が抜けていたということで御了解いただきたいと思います。

○委員長（高橋直見君） そうですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 「社会性の涵養と切磋琢磨」という文字がこのただし書きの中に2回出てきているものでしたので、後で出てきた「切磋琢磨」という文字などを削除させていただいておったということでございます。

○副委員長（木村強一君） 結局、事務局でいうのは、（4）の将来的な課題の中で小規模についてその部分ということを入れたらいいのではないかなというようなことでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これは事務局の案でございます。審議会の答申は皆様方の意見の集約でございます。

○委員（荒川 繁君） ちょっとよろしいですか。小規模校の議論につきましても、いろいろ会議で出ていまして、それなりのメリットもあるよというお話があって、それはそれで大事にしたいという考えはあったはずですが、国なり県なりで示しているその適正規模のメリット・デメリットの中では、小規模校を進めるというのはどこにも出てきていないのですよね。あくまでも今まで話をしてきたのは、適正規模の中では複数学級を設けて子ども同士切磋琢磨、競争心を養っていくほうが適正なのではないのかという方向で、私はまとまっていたような気がするのです。

それで、ある程度この審議会答申書というのは方向性、委員長がおっしゃるように方向性を答申するわけですから、確かに小規模の学校ということは大切なことですが、大きく捉えたときには今の答申案で私はいいのではないかというふうに、確かに副委員長さんが言われるように将来は皆小規模化にはなって、それこそ統廃合という問題が出てくるのだろうとは思っています。ただ、今の時点ではこの程度で考えていくのが基本的な考えなのではないかなというように私は思いますよ。

○副委員長（木村強一君） だから、事務局で言っているように、（４）の将来的な課題の１つとしてそれを踏まえてということですね、小規模校の問題ね。日本全国、地方の町などでは、小規模校の教育というのをどういうふうに持っていくかというふうに研究とか何かが進んでいて、前にお話ししたようにそこに電話すればすぐに資料を送ってくれるのではないかと思います。

県の教育委員会とか、あるいは実際に山口県とか広島方面にも、特に離島地域ではその研究は進んで、少子化に絡んで話題になっていることだからね。

○委員長（高橋直見君） 基本的な考え方を答申するという事なので、小規模校をここで１回削除していますが、またここに入れるとなると、相当の議論が必要になってくるということだと思いますが、それは（４）の今後の課題の中に生かすということではいかがですかね。表現は前のところで使った表現をそっくり使うという形が一番いい方法です。

なお、小規模校あるいは複数学級云々のメリット・デメリット、これについては審議記録をごらんいただきますとかなりの時間をさいて本当にやっていますので、ここでまた蒸し返すことはもう、そろそろ卒業したほうがいいかなと思います。だから表現上残すか残さないか、どういうふうに残すかという、そういうことが１つ。

ということで、（１）の諮問事項、１）についてはこの原案でいかかですか、よろしいでし

ようか。

○委員（勝又治子君） 今の委員長さんのお話で（４）番のほうに持っていくということで私はいいかと思います。

それから、基本的にやっぱり小規模の少人数での学校で頑張っただけで現在進めているわけですので、こういうクラス替えができるような学校にしたらいいのでないかというその効果は、今頑張っている小規模の学習指導とか生徒指導とかそういうことよりも、より効果があるのだということ、ちょっと小さいことですが「より」という言葉をつけることによって、かなりその土台がそういう方向でも頑張っただけでそのメリットもあるのだよということがわかればなと思いますので、工夫していただければと思います。

○委員長（高橋直見君） ちょっと表現がいろいろ難しいところがある。小規模校でいろいろやれば大きな効果を上げることができるということは言えると思うのですが、この審議会の性格という点で、どうも公立学校としてどうあるべきか基本的な考えをお示してくださいというふうな大前提があるように思うので、あとは細かなそういう少人数、小規模については、教育委員会としてどういうふうにして支援体制を持って子どもたちをよく教育できるかという、そういう環境に学ばせることができるかとなると、なかなか大変なことだと思いますね。財政的にも人的にも余裕があったら言えることなのでしょう。これは別な場で御審議いただくことを期待して、この審議会としてはそちらにお任せしたいと私は思います。

○委員（勝又治子君） はい。それからもう１つなのですが、文言ですが、「切磋琢磨」が何度も出てきて、非常にうるさい感じがするのです。それで、例えば１）の③の教員は切磋琢磨していますし、評価を受けてかなり競争もさせられているので、そこは「切磋琢磨」は要らないと思うのです。教員同士の共同研究が可能になる、１）の③です。「共同研究が可能になり」というふうな形で十分わかるのではないかと思います。

○委員長（高橋直見君） ①にありますね、「切磋琢磨」ね。

○委員（勝又治子君） あと、２）にも出てくるので。

○委員長（高橋直見君） 削除してもいいかと思いますがね。削除でよろしいですか、皆さん。

○委員（勝又治子君） いや、「切磋琢磨」を取ってしまうとなんとなく、「共同研究が可能になり」とか、そういう言葉があってもいいのかなと思ったのですけれども。複数だと経験ができるということですね。

○委員（荒川 繁君） 勝又委員さんがおっしゃっているのは、③ですかね。

○委員（勝又治子君） １）の③です。

- 委員（荒川 繁君） ここは「スキルアップ」とかの言葉に替えていいでしょう。
- 委員（勝又治子君） 「スキルアップ」、なるほど。
- 委員（荒川 繁君） 同じようなことで、関連で話をさせていただきます。「ひいて」という言葉もこのページで3カ所出てくるのです。これもやはり別な言葉に置きかえていただいたほうがいいのではないかとは思いますけれどもね。
- 委員（勝又治子君） あるいは取ってもいいところもありますよね、「ひいて」は。
- 副委員長（木村強一君） ②のは要らないのではないかね。
- 委員長（高橋直見君） まず最初の1)の③、「切磋琢磨」を「スキルアップ」と、あるいは先ほどおっしゃった「共同研究」ですか。
- 委員（勝又治子君） 私はそう言ったのですけれどもね。そういうふうにやれたらということ
- で。
- 委員長（高橋直見君） 「連携」の中に共同研究は、広い意味では入りますかね。そうすると「スキルアップ」にしますか、ここは。
- 副委員長（木村強一君） 文言を換えたらいいですね。
- 委員長（高橋直見君） 「スキルアップ」でいかがでしょうかね。勝又委員さん、よろしいですか。
- 委員（勝又治子君） 私はいいです。
- 委員長（高橋直見君） では、「切磋琢磨」を「スキルアップ」に直して、文章としてはよりすっきりするという印象です。
- それから、②の「ひいては」というのは、これは削除していいかと。何回も出てきてうるさいということですね。
- それでは、1)について、「小学校においては」というものはいかがでしょうか。また後でお気づきの点はいただくことにしておいて、2)の「中学校においては」云々のところに移っていきたいと思います。
- 理由の③の「ひいては」というのは、これは削除ということですね。
- 委員（勝又治子君） 2)の③の「切磋琢磨」も換えたらよろしいのではないのでしょうか。
- 委員長（高橋直見君） これも「スキルアップ」にすればいいのですかね。じゃあ、「小学校においては」というところと整合性をとらせる意味でも「スキルアップ」というような表現で置きかえてどうでしょうか。
- 副委員長（木村強一君） 取れるやつは取ってもいいのではないですか。切磋琢磨をしていない

ようだけれども、実際はしているのだから。

○委員（尾形剛志君） 「スキルアップ、スキルアップ」というのも。ここを見ると「教科に関する研究や意見交換などで、教員の指導力向上が期待される」とかという、そういう言葉もいかがでしょうか。

○委員（勝又治子君） 取ってですね。

○副委員長（木村強一君） 「指導力向上」のほうが良いのではないか。

○委員（勝又治子君） 後ろのほうにあるので。

○委員長（高橋直見君） それでは、ここの20文字ぐらいをカットしてしまうと、今言ったような御意見になるのです。「指導力の向上に期待でき」という。

○委員（尾形剛志君） 文章にはなるのですけれどもね。

○委員長（高橋直見君） カットする部分ですね、「意見交換などで」の後、「教員同士の切磋琢磨が図られるなど」を削除していかがでしょうか。

○副委員長（木村強一君） 先生方もいるのだけれども、③の部分はこれがなくても、常に学校では研究討論したりやっているわけでしょう。そいつをまた追いたてるようにしてしなければならないというような感じがするね、私は。なければなくても、ここのところはいいのでないかと。

ただ、やるとすれば、「指導力の向上」と「これを期待できる」とかいうぐらいにしたほうがいいのでないか思うのですけれども。

○委員（荒川 繁君） ここで言っているのは3学級以上にできれば、教員の方も複数配置することを謳っているわけですね。そのことがいわゆる指導力の向上につながるのだということですから、ここを消すというわけにはいかないような気がします。①と②のかかわりが出てきますので。要は、当たり前に行っていることだけれども、改めて盛り込む。

○委員長（高橋直見君） ごもっともな意見で削除してもいいように思うのですが、「小学校においては」というところの③で教員のことを言っているのですね。②で児童のことを言って、同じようにこちらでも②で生徒のことを言って、③で教員のことを言っているので、この整合性をちょっと持たせますかというふうな流れはあったのですね。その上でこれが生きたというように私は記憶しているのです。齋藤委員、どうぞ。

○委員（齋藤 寧君） 2)の大きな3行ですか、やはりその教科を担当する教員を複数配置されるようここに謳ってあるということは、その3番目を書くとするとき、理由付けをしないと不足するような、要は荒川委員さんが言ったように私も同じです。もちろん、文言は今出

たとおりにカットするところもありますけれども、必要だと思います。以上です。

○委員長（高橋直見君） あと、もう1つ免外指導ですかね。免許外は結構小規模とか絶対こうあるのではだんだん少なくなるだろうと、規模があればね、スケールメリットで。これも残しておきたいような、今までの審議ですとね。

そうすると、③は上と整合性を持たせる意味で残すと。ただし、表現上くどいところは削ると。その削るところは、先ほどからの御意見で「教員同士の切磋琢磨が図られるなど」というこれを取る、まずこれは取りましょう。それで、「意見交換などで、教科指導力の向上が期待でき、生徒の学力向上に結び付くと考えられる。また、免許外指導の解消も期待できる」。

私がちょっと気になったのは、理由の中に学級替えを進んでするとか、やるとか、そういう表現がないのでどうかなとは思ったのですが、当然それは前提にあるのだろうなというようなことだと思うので、表現はいいですか。

小学校のほうで「学級替えができる」とありますけれども、ここには文言はいらない。だけど3学級であれば当然やるのだということになりますね。それを入れないからと、学級替えをしないで、3年間続くということはないでしょう。

○委員（木田真由美君） 今の「また、免許外指導の解消も期待できる」というところなのですが、この③の文脈からいくと「国語等の教科を担当する教員の複数配置により、免許外指導の解消も期待できる」というふうに読んでしまいますので、これは「3学級以上の学校規模であれば、免許外指導の解消も期待できる」ということですので、ちょっとそこは文言を挿入しないと誤解を生むのではないのでしょうか。

○委員長（高橋直見君） 読む人によっても、見方が無数にありますものね。

○委員（荒川 繁君） 余り言葉を省いてしまうと誤解する部分もありますからね。多少は長くなっても、入れられるものなら入れたほうがいいと思います。

○委員長（高橋直見君） そうするとどういうふうに入れますか。

○委員（尾形剛志君） ④としたほうがいいと思う。④として「また複数の学級にすることによって免許外指導の解消もできる」ということにしたらはっきりする。

○委員（勝又治子君） 複数とは3学級ですよ。「3学級以上」と。

○委員（木田真由美君） 「3学級以上の規模であれば、免許外指導の解消も期待できる」と。

○委員長（高橋直見君） それでは、そのような表現でいかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

そのほかに、2）「中学校においては」の部分で表記上いかがでしょうか。

では、先に進ませてよろしいですか。

3)の「現状の幼稚園規模は、適正と考える」で理由がついています。

○委員（曾根昭夫君） これは削除でいいのでないですか。8月の答申案の裏側に入れあるのですけれども、幼稚園のことが書いているので。これは答申案でなくて教育委員長さんから審議会委員長さん宛てに来た文書がありますよね。これは諮問書の裏側に印刷されてある。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 曾根委員さん、ちょっと訂正させていただきながらお話しさせていただきますけれども、今までもお話ししましたが、この基本的な考え方についてという資料をお出ししたのは第3回目、11月29日に審議会を開いた際にお渡しした資料なのです。

第2回目の会議の際に、本図先生から講演をいただきました。それで、第3回目から本格的に審議に入る際に余りにも答申事項が大き過ぎるので、教育委員会では本当に何をこの審議会で調査してほしいのかももう少し具体化してほしいということがあったものですので、この諮問事項の基本的な考え方をお示しさせていただいた次第です。

それで、その際にその諮問事項というのは改めてどういうことだったのですかと言われたので、その基本的な考え方の裏に諮問書の写しを載せさせていただいたということでございます。

○委員（曾根昭夫君） 委員長さん、そのとおりですか。

○委員長（高橋直見君） はい。

○委員（曾根昭夫君） よって、私はこれを書く必要がないと、削除できるのでないのかという提案です。

○委員長（高橋直見君） はい、ありがとうございます。そうしますと、最初の米印で「学校等」とはという定義をしているのですけれどもね、その場合その定義との整合性、これはいかががしますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。これについても曾根委員さんから提言いただきまして、確かにそういった定義づけが必要だなと思って委員長と協議しまして、「学校等」とは小中学校、幼稚園ですよというものを入れました。そうしますと、ここで定義づけした限りはやはり幼稚園のことも触れざるを得ないのかなと思いましたが、この3)を入れたということです。ですので、定義づけをすると幼稚園という言葉が出てきましたので、幼稚園のこともやはり一文入れたほうがいいのかと考えました。

○委員（曾根昭夫君） 審議会ではこれが適正であるというような結論には達していないので、そういうことは言っていないのですよ。ただ、既成事実としてあるからの話であって、整合していないのです。そういう意味で私は言っているのですね。だからいいのでないですか。「学校

等」という定義づけしているのは構わないけれども、これはこうだよとそれでまずひとつ置いておいて、あとは進めていくことですから。諮問書の裏にですね、これは完全にしっかり書いていることですから、よろしいのでないですか。

○委員長（高橋直見君） 削除していいと。

○委員（曾根昭夫君） よろしいのでないですか。だってここに書いてあります。それ以上に突っ込んで審議する必要もないし、してもいいし、「ふどうどう幼稚園」と「こごた幼稚園」が2つできたからといって、それは議論していないですよ、ここでは。

ただ既成事実としてあるというだけに過ぎないことです。「適正と考える」など、こういう意見は出していないのですから。この審議会で議論していないし、だからこれは削除したほうがいいかなと。

○委員長（高橋直見君） ちょっと確認しますね。第3回の審議会で、教育委員会から諮問している内容をより具体的にというようなことで資料をいただいているのです。ワンペーパーです。その中にこういう文章があります。3行なのでちょっと読んでみます。「幼稚園については、現在小牛田中学校区統合幼稚園を新築整備中であり、これにより現在の中学校区ごとに1つの幼稚園が設置されることから、当分の間は適正規模、適正配置、施設整備などの見直しの必要性はないと考えます。このため、環境審議会の調査審議からは除くものと考えますが」と。そして、「幼児への給食提供に関することは将来的な課題であるので、調査審議に含まれるものとします」云々と、こうあります。これの教育委員会からの話を受けて、多少幼稚園について話題にはしてきているということです。

ここで、「学校等」とはという定義を（1）の諮問事項に答申の中にこう入れていますので、ちょっと苦しいところがあるのですよね。この定義を枠外に外せばいいですよ。（1）の諮問事項の定義の中に入れているから、整合性が定義した分、とれなくなるというふうなことはあるのでしょうか。

○委員（荒川 繁君） 曾根委員さんがおっしゃることを私も理解できます。ただ、審議会の答申書を第三者が情報公開で見たときに、幼稚園がどこにも書かれていないのではないかとされるような気がするのです。それで、いま曾根委員さんがおっしゃったことは、我々は知っているのですよね。これを見ているから。ただ、一般の人はそのことはわからないですよ。私、実はこの文書さえもちょっと理解しにくいなと思ったのです。「諮問事項の基本的な考え方」という表現になっていますけれども、これは一体何のことかと思ったのです。だからこれは、もう少し具体的に本来は書いていただいて、今審議会ではする必要がないのだというふうな表

現にさせていただいたほうが私はいいのではないかと逆に思ったのです。したがって、幼稚園の部分はやはり書いていただいたほうがいいのだろうかというふうに思います。

○委員長（高橋直見君） そうすると「学校等」の定義と整合するということかなと思います。幼稚園のその理由ですね。3)の理由。これはしっかりと付けないと。

○委員（荒川 繁君） やっぱこの資料どおり、「学校教育審議会の諮問事項の基本的な考えの中においては」云々というような、きちんと書いていただいたほうがいいのではないのかな。どうも頭のほうがなく、「諮問事項の基本的な考え方」とぼんと出てきているものですから、ちょっと理解しにくい部分もあるのかなと思ったのです。私がそう思っただけの話ですが。

○委員長（高橋直見君） いや、まさしくそのとおりだと思います。

○委員（勝又治子君） ただ、それで「適正と考える」というのはまた、おかしいですね。

○委員（曾根昭夫君） 議論はしていないのですよ。既成事実をただ皆さんに御披露しただけであって、そんなのちょっとおかしいですね、まずいですよね。議論もしないのを、さもしたように「適正である」なんていうことはずばりと言い切ることはできないと思いますよ。ならば、外したほうがよかろうということですよ。私はそのような気がします。議論もしないことをしたつもりではまずいですね。していないものはしない。

○委員（荒川 繁君） 私らは議論していないですよ。おっしゃるように議論していない。だから、していないことについては、「ここで議論する必要ないです」と書いてあるからしていないのですよね。だからそのことだけを記述しておかないと、審議会でなぜ議論しなかったのだと言われたときに、困るのではないかな。

○委員（曾根昭夫君） いやいや、荒川委員さん、このところで3)「適正であると考え」なんて書いたらまずいでしょうということを行っているのです。誰がそんな意見を出したの、ここで。議論したのか、していないでしょう。

○委員（荒川 繁君） いや、文章の言葉をとっただけですよ。

○委員（曾根昭夫君） そういうのは書けないでしょう。答申書に書くのですからね。権威あるのですよ、答申書というのは。諮問に書いてあったからと、こういうのはまずいですよ。やっぱり議論してからだったらいいますが。既成事実を読ませて、そのままではまずいと思います。だからこれは、別なところでいろいろな議論があったときに、ひとり歩きしてしまう危険があるということを私は言いたいのです。審議会そのものが疑われますからね。

○委員（荒川 繁君） であればここは、「適正と考える」ではなくて、「幼稚園についてはこ

の理由によって審議会では検討しないものとした」でいいのではないですかね。そうすればこのまま使えます。審議の対象としなかったということですから。

○副委員長（木村強一君） これは幼稚園のこころを削除すればいいのです。

○委員長（高橋直見君） いや、幼稚園の適正規模については、何でしょうかね、下の理由のところの2行ぐらいをうまく使えば通るのです。「幼稚園については、適正規模、適正配置であると位置づけられ、当分の間見直しは必要ない」というぐらいの表現であれば、審議会としては出せるというふうに考えられますよね。審議しないとすると、定義をしたのに何で幼稚園だけしないのだと思われそうな気がします。そうすると、現状で見直しは必要ないというふうな意見は付けてもいいのかなと思うのですけれどもね。

○委員（門田真理君） 審議していないものを答申として出すのはいかがなものかと思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（高橋直見君） 「現状はこうです」と。「だから、見直しは必要ないと思う」ぐらいの表現でどうだろうか。今つくったばかりなので見直しは必要ないですね。では、3)の幼稚園については、何といたしますか、審議未了ですか。審議しなかったということでもいいのですか。それでよろしいでしょうか、少しは話題にしたのだけれどもね。

○委員（勝又治子君） 話題になって、それで教育委員会ではどういう考え方なんだということ。「基本的な考え方」をいただいて、それでは審議しなくていいのですねということになったので、この部分は要らないのではないのでしょうか。

○副委員長（木村強一君） 抹消するか。出すとすれば審議しないといけない。

○委員（曾根昭夫君） 審議しないことを書けないのでは、過酷なことは言っていません。

○委員長（高橋直見君） 難しいですね。

○委員（尾形剛志君） 建てるときにはこういう審議会があって、その意見を尊重してつくられたのですね、幼稚園は。我々には実際には審議していなかったのだから。これを建てる前には多分、私はわかりませんが審議されたと思うのですよね。

○副委員長（木村強一君） この審議会ではなくて。

○委員（尾形剛志君） 自立した審議会だと思うのですよね。ですから、それについてまた我々が審議するのもおかしい。

○委員（荒川 繁君） 広い意味では審議しなかったことも審議としたのです。そういうことですよね。

○副委員長（木村強一君） 幼稚園については、取ってはだめですか、事務局。

○委員長（高橋直見君） いや、取ったときには（１）のその下にある「学校等」の定義を別の枠に外さないとか何か整合性の問題が出てくるので、うえに上げたら問題がありますよね。

○副委員長（木村強一君） 学校というのは幼稚園も入ることになっているのだけれども、法律的にね。

○委員長（高橋直見君） だから、曾根委員さんから「学校等」の定義をきちんと示すべきだという御意見もあることも、なるほどと思いましたのでそれを記述する。

あるいは、この位置に米印で残すなら、「及び幼稚園を」、これを削除する。

○副委員長（木村強一君） それを言っていたのです。

○委員長（高橋直見君） そうしますか。削除すると整合性はとれます。

○委員（荒川 繁君） ２ページのところにも「学校等の」という、（２）の表題になっていますから、ここで言う「学校等」は幼稚園も入るといふようなことで、また米印で記載するのですか。それはおかしいよう感じがするのですが。

○委員長（高橋直見君） それでは、こういうふうに変えてみます。答申案のすぐ下に米印の位置を移して、それで「以下、学校等とは」といふふうにこの文章をそっくり上に上げるということにすれば、広い意味で学校等のかかわりという定義はなされるのですよね。

○委員（勝又治子君） こういうことは審議したということですね。

○副委員長（木村強一君） いや、これは「学校等」の定義だから。別に定義づけしなくてもいいと思いますがね。

○委員長（高橋直見君） 最初は定義づけがなかったのです。

○副委員長（木村強一君） 学校教育環境だから。学校というのは一般的には小中あるいは幼稚園であると、法的には。そういうふうになっているのです。

○委員（勝又治子君） 意見を出したのですよね。

○委員長（高橋直見君） 曾根委員さんの御提言だから、曾根委員から意見をいただきます。

○委員（曾根昭夫君） こういうふうにしたというのは、こればかりでないのですよ。文言の中に定義づけして、ちゃんと理由をつけるべきであると。私は理由をつけてこれを12月に４ページにわたって、審議会へ意見を申し上げているのです。

○委員（勝又治子君） あえて入れなくてもいいのかなと思うのですが。

○委員長（高橋直見君） 入れなくとも、何かいろいろな御意見があるのですが。定義を削除しても、読みようによっては読めると。入れることによって、かえって整合性どうなのだろうと、そういう疑問が出てくることもあると思うので。

それでは、「学校等」の定義は削除ということで進めてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

また、3) 幼稚園の記述については、これは削除ということで、定義とはまた別のお話で。そういうふうに扱いたいと思います。

とすると、(1)の学校等の適正規模に関する基本的な考え方については、1)と2)のみということで、次に進めてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、会議開始から1時間ほど過ぎていますが、小休止としますか、5分ぐらい。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 3時15分まで休憩ですね。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時17分

○委員長(高橋直見君) それでは、諮問事項の(2)学校等の適正配置及び通学区域の基本的な考え方についてということで、1)から5)まで答申をするということで案をお示ししております。このことについて、事務局のほうから主な点、特に前回の案から変えたところを中心に御説明をお願いします。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、ただいま委員長から説明という指示がありましたので、説明させていただきます。

まず、(2)学校等の適正配置及び通学区域の基本的な考え方の修正点でございます。前回、1)の部分については、「小牛田地域及び南郷地域にあつては」という書き出しでございましたが、小牛田地域及び南郷地域というのは美里町全体のことを指すものでございますので、これは「通学区域」ということでまとめさせていただきました。それで、通学区域のことにつきましては、審議の中で今現在行政区ごとの通学区になっていますよと。こちらはこれまでの経緯を踏まえて、変える必要はないという意見が出されております。

それを踏まえまして、1)をこのように修正させていただきました。「通学区域はこれまでの経緯(歴史)を踏まえ、行政区ごととなっている現在の通学区域を基本とすることが望ましい」としました。理由としましては、今言ったとおり、行政区ごとになっておりまして、地域住民の方々の理解を得ておりますと。ただし、横塚行政区という小牛田地域の行政区のみは1つの行政区から北浦小学校、小牛田小学校に通っているという現状がございますので、ただし書きの中で「小学校区域の再編は望まれる」ということを入れさせていただいております。

次に、2)でございます。答申の文面に変更はございませんが、理由を大きく変えさせていただきます。①、②となっておりますが、わかりづらいということでしたので、小牛田地域における幼稚園から中学校に入るまでの基本的な指定校の部分を書かせていただいております。その中で、小学校の通学区域のみが異なっておりますので、これは児童・生徒の発達過程におきまして交友関係が途切れてしまうというようなこともございますので、「現在の中学校区単位での小学校の配置が望ましい」という理由に変更させていただいております。

3)につきましては、変更はございません。ただし、理由の②としまして、「具体的には」というような文言を加えさせていただいております。

4)でございます。4)の条文にございましてこれは変更はありませんが、理由を1つにまとめさせていただきました。前は①、②でお示ししておりましたが、1つにまとめさせていただいております。また、前回米印でスクールバスの運行計画などもこの部分に入れさせていただいておりますが、これは(4)の「将来的な課題」のほうに移動させていただいておりますので、この部分からは削除させていただいております。

また、5)「現状の幼稚園配置」云々とありますが、これは先ほどの審議でもお話し合いされましたが、これは済みませんが削除の方向で議論いただければありがたいかと思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋直見君） それでは、1)の「通学区域」云々のところはいかがでしょう。曾根委員さん。

○委員（曾根昭夫君） 1)「通学区域はこれまでの経緯（歴史）を踏まえ」とあるのですけれども、「これまでの経緯」とは何かこの答申書をよその人が見た場合、何を言っているのかわかりませんので、「これまでの経緯（歴史）を踏まえ」というところ、そこまでは削除したらいかがですか。そうするとすっきりすると思います。1)については以上です。

○委員長（高橋直見君） 削除。そうすると、「これまで」から「踏まえ」までを削除して、「通学区域は行政区ごとになっている現在の」というふうな表現ですね。

○委員（勝又治子君） そのほうがわかりやすいかな。

○委員（曾根昭夫君） そのとおりですよ。

○委員長（高橋直見君） 削除ということで、各委員さんよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、削除案で進めてまいりたいと思います。

理由はいかがでしょうか。横埜行政区といった場合、皆さんはすぐにわかるのでしょうか。

○委員（勝又治子君） 区長さんがおっしゃったのですよね。区長さんがこの件についてはね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そうですね、はい。

○委員（勝又治子君） 横埜行政区だけですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 日向委員が区長さん立場でそういった御発言をされていたと思います。

○委員長（高橋直見君） 「小牛田地域の横埜行政区では」と、そういう説明は必要ないのかなと思ったのです。この横埜行政区については、特に時間を割いて審議したという記憶が私、何だか明確でないのですが。

○委員（勝又治子君） 2回ぐらいはおっしゃいましたね。

○委員長（高橋直見君） それについては、慎重審議したという記憶が余りないのですが、入れていいですか。ただし書きのところに入れてもらって。

○委員（門田真理君） どうなのでしょうね。実際この行政区にいる方たちを私知っていますが、余り議論していないし、その方たちの意見は聞かずに方向だけ話し合っただけでこういうふうに乗せてしまって果たしていいものかというふうに思うのですが、いずれはもう統合されますよという流れですね、これを見ると。「望まれる」だから。

○副委員長（木村強一君） ずっとこれで来ていたのだよね、横埜は。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 私の知る限りでは、遠田橋の位置の変更によりまして、そのように通学区が2つに分かれてしまったということらしいのです。橋の架け替えをするときに、その橋でもって行政区を区切りしていたのですけれども、橋の場所が変わってために行政区のエリアが変わったと。ただ、もともと住んでいた方々や新たな造成住宅地に転居した方は、もとの通学区、今通っている小学校はそのままにしてほしいということになったらしいのです。この部分については、確かに日向区長さん、委員さんのほうから、ある行政区では子ども会行事も2つの小学校の子どもたちがいるので、統一的な行事が持ちづらいというようなお話を、出していただいたかなとは記憶しています。それを受けてここに一文入れたということがあります。

○副委員長（木村強一君） 子ども会とか何かなると、違う地区になるのですか。もしよければ、このただし書きは、消してもいいのかなという気がするのですが。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 削除しますか。

○委員（尾形剛志君） 私としては、1つのタイプをここでその問題に触れられて、慎重審議ま

でいきませんでした、大分強い要望があったという記憶をしておりますので、地元の方がそういうふうに見られるならば、載せたほうがいいのかと。本当に慎重審議として、結論としては出していなかったのですけれども、大分区長さんが強い要望をされて、皆さんがそれに何かうなずいていたような感じがしています。

○副委員長（木村強一君） わかりませんが他の方は直接関係ないし、その地域の人だって余り問題にしていないのではないかと。

○委員（門田真理君） 通学している方たちは、問題なしです。

○委員（勝又治子君） 自分は小牛田小、北浦小と思っているのですよね。

○委員（門田真理君） 区長さんが大変なだけではないか。実際通っている子どもたちは大変ではありません。

○副委員長（木村強一君） ああ、そこを聞いたかったのだね。

○委員（尾形剛志君） そうなのですか。区長さんが代弁していたわけではないのですね、子どもたちとか保護者の意見を。

○副委員長（木村強一君） 問題はないということですね。なければなくてもいいのではないのか、ここは。

○委員長（高橋直見君） ちょっとね、私も思いました。「再編することが望まれる」ということで、ばさっと強いのですよね。「再編を検討されたい」くらいにすれば。話題にはしていたので、どうなのですかね。「検討されたい」とかね、「検討が望まれる」とか。

○委員（木田真由美君） 横塚行政区だけなのですか。

○委員（門田真理君） ほかにあると思うのですよ。不動堂小学校と小牛田小学校で分かれて行っているあの、ヨークのあたりです。ヨークのあたりもあの辺も、もめてしまうと思うのですよね。

○委員（勝又治子君） 横塚だけに振られるというのも問題なのかな。

○委員長（高橋直見君） それでですね、行政区を一部あるいはどうすると、ここの審議会ではあと何十回やっても恐らく解決しないだろうと。

それで、これどういう表現にとれるのですかね。「現在の通学区域は行政区ごととなっており、地域住民の理解を得ている」くらいにとどめる。「変更を行わない」というと永久に縛られるのではないのでしょうか。理解を得ているのだから、理解を得られなくなったら変えてくださいというような、ちょっと意味にもとれるものを残してここは表現するということにしたいと思います。それでは、下の1行と上の「ため」からをカットします。

(「はい」の声あり)

- 委員長（高橋直見君） それでは、2)の「小牛田地域の小学校においては」という、これも何度か行ったり来たり、ダイヤ形だひし形だ、その他いろいろあったのですが、こういう表現なのですけれども、御意見を賜ります。
- 副委員長（木村強一君） 幼稚園から小学校に入学する場合、「こごた幼稚園」から小牛田・北浦・中埴小学校に、「ふどうどう幼稚園」からは不動堂・青生小学校に入学することになると。それは、なるというより決定しているわけですか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これは指定校を決めております。
- 副委員長（木村強一君） 学校で、原則としてこうやるわけではないのね。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 原則というか、これは規則の中で通学区域を決めております。
- 副委員長（木村強一君） 決まりですね。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これは原則でありまして、指定校の変更とかは随時受け付けております。
- 副委員長（木村強一君） そうだと思うのだよね、どこに入ってもいい。
- 委員長（高橋直見君） そうすると、「原則として」という文言は入れておいたほうがいいですか。
- 副委員長（木村強一君） 入れておいたほうがいいですね。
- 委員長（高橋直見君） そうすると、1行目の「入学する場合」の後に「原則として」というフレーズを入れる。原則として、「こごた幼稚園」からですね。あとは全部にかかりますね。「入学することになる」。「入学している」でどうでしょうか。
- 委員（荒川 繁君） 「している」のほうがいいのでないでしょうか。
- 委員長（高橋直見君） 現状はこうですよ。私も一度見ているのですが、またここで直すと気が引けるのですけれども、読み直すと何かこう、もっといいものになるのですよ。
- 副委員長（木村強一君） いいのでないですか。
- 委員長（高橋直見君） はい。それから、「また」以降はいかがですか。
- 副委員長（木村強一君） 「小学校の通学区域のみが異なる」のまえは。
- 委員長（高橋直見君） これは「入学している」にする。
- 副委員長（木村強一君） 「入学している」だけでもいいのでないですか。通学区域が変わっても構わないと思うのだけれども、規則か何かで決めている。

○委員長（高橋直見君） それでは、幼稚園から小学校に入学する場合は原則としてこうなっていると。また、小学校から中学校に入学する場合はこうなっているということで、「することになり、小学校」云々というのは削除して、「入学している」でとめていかがでしょうか。

要するに、現状を一応表現しているわけですね、現状はこうですよと。それで、それらを踏まえて「このような状況から」、この2行の表現でなっているということなのです。

○副委員長（木村強一君） 最後の2行目、「このような状況から児童が成長発達に応じてより多くの交友関係が築けるようにするためには、現在の中学校区単位での小学校の配置が望ましいと考える」と、これについてはどうなっているのですか。

○委員（荒川 繁君） これは横埜行政区のことがあったのでこうなったので、それがなくなったから、これも要らなくなるのでは。

○委員長（高橋直見君） 最後の2行は特に必要ないのではないかという御意見ですが、委員さんいかがでしょうか。

○委員（門田真理君） 賛成です。いらないと思う。

○委員長（高橋直見君） よろしいですか。では、この2行を削除。

そうすると、理由として、幼稚園から小学校はこうなっている、小学校から中学校にかけてはこうなっているという要するに事実を述べただけですね。そして、あとの結論は2)のこの2行ですよと。中学校単位での学校配置が望ましいですよと、こう言っているわけですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、委員長ちょっと1点よろしいでしょうか。

事務局でこの文言をまとめるというか、皆さんの意見をもとにしてまとめる際の一つの考え方としまして説明します。間違っていたら申しわけございません。門田委員様から、幼稚園でせっかく仲良くなった子どもたちが、「こごた幼稚園」であれば3つの小学校に分かれてしまいますよと。つまり、1つの幼稚園で学んだ子どもたちが小学校に入るときは3つの小学校に行ってしまうと。それでまた、小学校を卒業して中学校に入るとまた同じ範囲で集まると。そこで友達がいたのに、また離れて交友関係がなくなると。また中学校になったら、また友達になれるのかなと思っても、やはりそこはいろいろな成長段階を踏んでいますので昔のような仲間になれるかどうかかわからない。そういったことを踏まえて、この2行をこのように書かせていただいたというイメージがちょっとあったものでしたので、それをつけ加えさせていただきました。

○副委員長（木村強一君） なるほどね。社会性の対応ということを図る場合には、かえってそうやって分かれてまた一緒になるとか。これは、かえって必要ではないかと、大人の考えかな。

○委員（門田真理君） 補足させていただいていいですか。私が確かに言いました。幼稚園が一緒になったことを言ったので、もともと別だったらよかったのかなと思ったのです。済みません、補足です。

○委員長（高橋直見君） いろいろな御意見を踏まえて、結局このあたりもこの審議会のある程度核心というのですか、最も大きなテーマの部分だったと思うのです。今ある幼稚園は、原則変えない。この審議会が始まる直前では再編途中だったのですが、できてしまっていると。それを踏まえた上でものを考えていきましょうということになっています。門田委員さんからは、幼稚園についてのご発言もあったように記憶していますけれども、まとまっているのですね。それを踏まえた上でものを考えていくと、こういう表現になるのですよということです。委員さんの御意見の多数も大体こういうふうな内容だったと思ったと、私は記憶しております。

2) はよろしいですか。いじっても、どうも表現がすっきりしないのですよね。多分500回ぐらいやればいいのかもかもしれませんけれども。

それでは、3) を事務局に朗読してもらえますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 3) を朗読します。「小牛田地域の中学校においては、当分の間、現在の中学校区単位での学校配置が適正と思われる。ただし、将来を見据え学校規模の適正化を踏まえた検討を継続する必要があると思われる」。

理由です。「①小牛田地域二つの中学校の生徒数の推移をみると、近い将来適正規模と考える学校配置が困難になると推測されるので、次世代を見据えた検討の継続が必要と考える。②具体的には、統合中学校の新設も考えられる」。以上でございます。②の部分が前回にはなかった部分でございます。

○委員（木田真由美君） これに関してなのですが、4) の南郷地域の南郷中学校のものを考えると、あわせて読みますと、小牛田地域のほうは不動堂・小牛田中学校はある時期が来たら統合すると。その一方で南郷地域は、南郷中学校はどんなに小規模化してもそのまま置いておくよというようなニュアンスでとれるのですね。そうしたら、一番最初の学校等の適正規模のところであっておきながら、じゃあ南郷中学校のデメリットはいつ解消されるのかというようにすごく考えました。

それで、②の「具体的には」というところが入ったところで、「南郷地域も含めた統合中学校の新設も」というふうにして含みを残したほうがいいのかというふうに私自身は考えました。何か違う意見になりますけれども。

○委員（尾形剛志君） 私も南郷中学校に勤めたのですが、通学範囲というか距離を考えますと、

小島というほとんど矢本というか大塩に近いほうからも来ている生徒のことを考えると、マイクロスバスで多分ぐるっと回っているいろいろ集まってきたりすると、40分ぐらいはかかるのかなど。私ら、岩出山中学校でもスクールバスが5つも6つも経路があって学校経営上大変苦労したのですよ。学校が成り立たないというようなことも前にも申し上げたのですが、やはり南郷のそういう状況を考えますと、統合してしまうと逆に教育効果がしおれてしまうのかなど。学校経営上大変困難を来すかなというふうな考えであります。ですから下のほう、4番は4番で南郷地域は、この小中一貫とか幼小一貫とかというものがいいのかなと思います。

○委員長（高橋直見君） ちょっと両方の御意見が出ましたので、事務局にお願いしますが、下の4)の朗読をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 4)を朗読いたします。「南郷地域にあっては、幼稚園、小学校、中学校の通学区域が同一であり、かつ教育施設が隣接しているので、当分の間、配置は現状のとおりとし社会の変化に対応する教育環境づくりが望まれる」。

理由です。「南郷地域は、まとまりがある地域として学校配置がなされてきた経緯から、子どもたちの学校生活が落ち着いている現状を踏まえつつ、少子化により適正規模の保持が困難な地域の現状を考慮し、幼小連携、小中連携などのこれまでの取り組みを活かし、小中一貫などを視野に入れた新しいタイプの学校等のあり方を検討することが望ましい」。

○委員長（高橋直見君） 今の尾形委員さんの御意見等を踏まえて、南郷地域として当分の間このスタイルを残すなら、その中身をもうちょっと変えて教育効果が上がるようなそういう学校体系をつくることを見据えて考えましょうということ。ただ、もっと先です、それはわかりません。多分私なんかも生きていない時代、そういう時代になるとそれはわかりません。当分の間、南郷地域は統廃合ということをもとに考えないで、こういう形の学校スタイルになるという意見です。

○委員（尾形剛志君） 委員長さんも言われましたけれども、私も前の小中連携というのを、6・3年制ではなく、4年生までが小学校、5、6年・中学校というふうな教科担任というような形に小学校も実際にできていますので、そういうのも可能かなと思います。

○委員長（高橋直見君） このほかについて、勝又委員さん。

○委員（勝又治子君） それと、南郷と小牛田地域ということでは、委員長さんは再三この会議で、この間の地区は細長い地域だというふうなことで、なかなかそれを全部まとめるのは難しいのではないかとということをお話しされていたので、(2)のすぐ下になるのでしょうか、その地理的關係で小牛田地域と南郷地域ですか、分けて考えるというふうに記して、そして小牛田

と南郷地域のことを語っていくというのがひとつ必要なのではないかなと思いました。通じたでしょうか。

○委員長（高橋直見君） この基本的な考え方の3）、4）についてまとめた何か1項目が欲しいと。

○委員（勝又治子君） 何か地理的關係で小牛田地域と南郷地域は分けて考えますよということで進んできましたよね、審議会は。だからそれをそこに書いてから、1）に入ったほうがいいのかと思ったのです。いらないですか。

○委員長（高橋直見君） いや、例えば大項目「小牛田地域」と書いて、それから第2項目として「南郷地域」と書けばそれはいいでしょうけれども。

○委員（勝又治子君） いいですけども、例えばそのような感じで、審議は進んだのだよということがわかればいいのかなと思いました。

○委員（尾形剛志君） それは書かないほうがいいのかなという思いがあるので、何と申しますか、これは私の教員としての立場で、学校経営上の立場で申し上げたことで、後ろにパブリックコメントとかいろいろ住民の意見とかありまして、例えば南郷地域はこういう答申が出ただけけれども、住民とか生徒が、いや中学校は小規模化で、少々遠くても一緒に統合、美里町立中学校というのであったほうがいいというふうな形のものももし出てくる可能性もあるとすれば、逆に今みたいに項目、南郷、小牛田というようなことを書かないほうがいいのかなという感じがいたします。

○委員長（高橋直見君） 3）、4）では地区を書かないということですか。

○副委員長（木村強一君） これはこれでいいというのでしょうか。

○委員（勝又治子君） あえて書かなくても。

○委員（尾形剛志君） あえて書かないと。南郷、小牛田地域とか書かないで、そういうことも残しておいたほうがいいのでは。ただ、方針としてはこれでいいのかな。

○委員長（高橋直見君） 小牛田地域の中学校ではこうですよといったら、では南郷のほうはどうなのといったら、4）に南郷があって、多分自然にお読みいただけるのかなというふうには私は受け入れていますね。

○委員（尾形剛志君） だからあえて分けないほうが良い。

○委員（門田真理君） いいですか。先ほど委員長さんが「何十年後先はどうなっているかわからない」とかとお話をされたのですけれども、この答申というのはずっと有効なのですか。それとも、期間を決めて何年後までのビジョンですよという設定をしていたほうが親切なのかな

と思うのですけれども。ずっと先までこれが生きていますよと言われてたら、大変なのかな。

○委員長（高橋直見君） ちょっとそこはいろいろな意見が今までもありまして、一体何年間とまで想定した審議会なのかと。子どもの数というのは、絶対的には数年先はわかるのです。それで、10年先といたらなかなか見えないところもあるのです。特に、まだ生まれてこない子どもについてははっきりしません。そうすると、10年、少なくとも10年以内でしょうねと。具体の数字を前提で考える場合。しかし、教育的な理念、例えば子どもたちが賢くなる、たくましくなる、そういう教育環境でありたい。そういう思いは、多分5年たっても10年たっても続くのでしょ。だから、何通りかの限定でお話をしてきたというのは事実です。だから、明確に何年後ということはちょっとここに表すというのは、非常にこれは難しいのですね。本当はここについては何年後だと書けばいいのでしょうけれども。

委員の皆さんも、子どもの数について出生率とか何かその辺のことについては、ずっと先まではわからない。わかるのは、今ある数字を受けてこう考えるのだとかそういうような話で、この審議会は進んできたというように思います。

○委員（曾根昭夫君） せっかく今出たことだから、私も言おう、言おうと思ったのですけれども、一番最後に言おうかなと思ったのですが。

やっぱり、この答申はおおむね何年といえますか、そういうことを書いておかないと、今までも事件がいっぱいあるので、まず。

聞きたくないのですけれども、「〇〇基本構想」だなんて言っているが、それがどこまでも動いていっているのです。それは、なしにしたほうがいい。その時代に来たら、またやればいいのですから。パブリックコメントをかけるのは最終的にはね。それをかけて、そしていま一度やり直して、仕切り直して皆さん新しい方でまたやればいいと思うのですよ。

だから、これはおおむね何年までということに答申しますということ述べたほうがいいと思うのですよ。しかもそれは、添書があれば、その添書がなくなるということがよくあるのです。本紙のトップのところに掲げる。以上でございます。

○委員長（高橋直見君） 実際、数字を前提として考えられる何年という想定ですね。それは恐らく、小学校の入学人数を見たときには数年ですね。生まれていませんからね。ただ、小学校1年生を前提に中学校を考えると、6年後から10年近くまで言えるということなのですね。だからその幅がちょっとある。

○委員（曾根昭夫君） 要するに、おおむね何年後というように書いておけばいいですから。何年と区切るわけではないですから。おおむね何年というような表現で。そうでないともう、持

ち上げてやる人もいますから。どうもそういう危険があると思うのですよ。

○副委員長（木村強一君） また気づいたというか、読んでみたのだけれども。例えば、3)のところに「当分の間」とありますよね。「当分の間、現在の中学校区単位での学校配置が適正と思われる」と。それで、その下のほうにいくと「次世代」というのがあるのです。「次世代」というのは何を指して言っているのかと。それから、その上の「近い将来」とあるのだけれども、このように書くとわかりやすいというか、書きやすいというのはあるのだけれども、余りにもこのような言葉を連続して使うのはどうかなというふうに思います。「当分の間」というのは何年、5,6年ですか。「次世代」と言うと大分下って、どこまで行くのだから。

○委員長（高橋直見君） 数字が確かにいろいろ読み取れますので、「当分の間」ということは何年間ですかと。「当分の間」、10年は超えないでしょうかね。

○副委員長（木村強一君） もう、我々だと「ああ、そうですか」と言うのだけれども、一体どの程度なのと言われるとちょっとわからないね、「当分の間」と。このような言葉も、「次世代」というのもよく使われます。「社会の変化」というのも大体はわかるけれども、一体どういうことを指すのだろうなというようなこと。

○委員（木田真由美君） 済みません。それと補足してですが、南郷地域に「当分の間」とありました。それで、私は先ほど3)の②に南郷地域も含めた統合中学校という言い方をしました。ただ、それに関してはお二方が反対意見を述べられました。ということは、「当分の間」ではなくて、ここは南郷地域の「当分の間」は消えるということになりますよね。ずっとこのままの体制でいくということに先ほどの御発言だととられてしまいますので、南郷地域に関しては一切今後手はつけずにおくということであれば、「当分の間」という言葉は外れるのではないのでしょうか。

○副委員長（木村強一君） 予測だけが続くよね。

○委員長（高橋直見君） 南郷地域は未来永劫というふうなイメージで文章はちょっとつくりにくいかなと思うのですがね。

○委員（木田真由美君） 私の反対意見は先ほど出ましたよね。中学校もそのままにしておく。適正規模でなくて小規模化がどんどん進んでいっても、子どもたちの通学負担等を考えれば現状のままが望ましいという御意見でしたら、「当分の間」という言葉はあり得ません。

○委員（荒川 繁君） これはいいことか悪いことかはちょっと判りませんが、行政用語で「当分の間」という言葉は出てくるのです。これは、余りにも特定をしないというような、できないというような実情があった場合に「当分の間」ということで、早い話ごまかすと言えば言葉

が悪いのですけれども、そういう使い方をするのですよね。それで、もしかしたら2年後に世の中が大きく変わってどうなるかわからないというところもありますよね。あるいは10年後に変わるかもしれないということもあるわけです。そういったことをみんな含めて「当分の間」ということで少し曖昧な表現をしているのだと思います。それを3年だとか5年だとかという審議会でもよほど吟味していかないと、あるいは今、木田委員さんがおっしゃるように、南郷地域については将来ともずっといくのですよと言い切るのもちょっと難しい話ですよね。

そこでやっぱり、私もこの文章表現のとおり「当分の間」ということでまとめるのが一番無難なのかなというふうに思っているのですけれども。

○委員長（高橋直見君） という御意見でございますが、行政用語で多少ごまかしを言っていると。しかし、予見しがたいそういう期間を想定する場合には大変便利な言い方。将来のいろいろなことに対応できる表現でもあると。固定的には書けないというふうな、そういうニュアンスがあると。時間ですね、ゴムのように伸び縮みするような時間を想定しながら、現実対応は可能であると。

そういう解釈を、委員さん方、私どもはそういうふうにしても、外に出たときに大丈夫でしょうかということ、もう一度御審議をいただければと思います。

○委員（木田真由美君） だとすれば、3）の②小牛田地域だけの統合中学校というような項は削除しておいたほうがいいのではないかと思います。

○委員長（高橋直見君） 小牛田地域だけの統合中学校というのをイメージされると、これは南郷地域にも連動して、南郷地域は除くのだねというふうな解釈もできると。そういう意味ですね。

○委員（木田真由美君） はい、そうです。

○委員長（高橋直見君） 3）の②を削除という御意見ですがよろしいですか。

（「いいと思います」「はい」の声あり）

○委員（曾根昭夫君） あと、4）の理由のところですけども、どうもこれを読んでいっても何かおかしいのですね。これ、上から少なくとも2行はいらないのでないですか。「まとまりがある地域」と。それでは、小牛田はまとまりがないのかと、こう思ってしまうからね。そういうふうに逆の捉え方をする人もいるのです、世の中は。だからあえて入れなくても通じるのでないでしょうかね。

○委員（勝又治子君） 「少子化により」あたりからですか。

○委員長（高橋直見） じゃあ、3）では「②具体的には」以下削除。

それから、4)では、理由の「南郷地域」から「踏まえつつ」までを削除と。

○委員（尾形剛志君） ちょっと待って、私は反対です。「具体的には、統合中学校の新設も考えられる」というのだけれども、これは、私はずうっと前からこの委員会で言っているのですけれども、必要だというふうに時代の流れでも、「当分の間」というのはどのくらいなのかというのがありますけれども。

ここで、きょうで最後だというような話だから教育的なことを言うと、幼稚園というのは地域ごとに小さくあるのですね。それが成長段階においてそれが2カ所か3カ所重なって小学校地域ができる。そして、その小学校がまた中学校で1つになる。それで中学生が今度外に出て、大崎管内、県全体の人間とかかわり合っていく。そして、大学になったら全国的なかかわりになっていく。それが人間の成長段階じゃないかなというふうなことを、私は教育全体として考えているのです。ですから、やはり統合というのはこの規模から言っても、近い将来の少子化から言っても、人間の成長段階から言っても、やはり「統合」というのは、私は入れたほうがいい。答申としては入れたほうがいいのではないかというふうに考えます。私の教育の考え方から、そういうふうな意見を述べました。

○委員（勝又治子君） 私は逆に、①を読めばそのことも想像できるのですよ。あえてこれをきちんと書く必要もないし、先ほどの「当分の間」の言葉も関係するのですけれども、きちんとこの「新設も考えられる」と書かなくていいと思うのです。ここの言葉だけがひとり歩きするような気がします。

○委員（尾形剛志君） ひとり歩きしてもいいような感じがするのですが。

○委員（曾根昭夫君） 一つは、先ほどの門田委員さんが先に言ったので言わせてもらうということでも述べたのですけれども、やっぱりおおよそ何年いうことをきちっと本文のところに書いてくださいといったことから、当然この②というのはここでは書かなくても、その時代のときにやればいい話ではないかと、こう思います。私の意見では、削除。

○委員長（高橋直見君） 削除ですね。長澤委員さん、何か慎重に発言を控えておられるようですが。

○委員（長澤 学君） 細かい修正などはありません。

○委員長（高橋直見君） それでは、3)で②を削除した場合にも、将来の新しい中学校の統合というのは否定しているわけではないと。そういうふうに読み取れますね。「近い将来」とか、「次世代を見据えた」という表現があるので。

南郷地域はいかがですか、理由の2行を削除して。

○委員（勝又治子君） 済みません。1つ前の4）の最初の文なのですが、最後のところに「社会の変化に対応する教育環境づくりが望まれる」というところなのですが、これがちょっとよくわからないというか。それで、その前の「配置は現状どおりとする」ではだめでしょうか。

○委員長（高橋直見君） これは私も意見を述べたと思うのですけれども、世の中はどんどん変わっていますよね。やっぱりそれを踏まえて速やかに学校の教育というものも対応した形につくっていく必要はあるのだということを一言入れておく必要はあると思います。例えば、小学校への英語教育の導入なども、もう始まってきているのですね。それも社会の変化の1つの大きな一面です。そうすると、中学校の教員免許を持つ英語教員の資格を持つ人が小学校に行くという部分がふえるわけです。そういうのを前提にした、それはごく一部なのですけれども、そういう教育環境というのは必要ですよ。社会は変化しませんよというふうなことではないと思います。だから、いろいろな社会の変化で何かを想定されるのだと思いますけれども、もっと自然な、そういう動きを踏まえた上で望ましい教育環境をつくっていただけませんかという提言なのです。いかがですか。

○委員（勝又治子君） これは南郷地域だけでしょうか。

○委員長（高橋直見君） いやいや、南郷地域だけではないです。もちろんそれは他の地域も必要です。南郷地域は小規模校なので、特にそういうことに力を入れて率先してやってもらえませんかというニュアンスだと思います。

○委員（齋藤 寧君） いま委員長さんがおっしゃった「対応」とか「いろいろな社会変化」ということが教育環境のところに関わってくる。それを考えると、これは南郷地域だけではなくて、小学校もそういうことですね。何かそういうような感じがしましたね。

○委員長（高橋直見君） 南郷地域だけこう入れるのは、確かに不自然ですね。

○委員（勝又治子君） 皆、共通していると思うのです。ですから、ここだったら「現状どおりとする」でわかるのではないかなと思いました。

○副委員長（木村強一君） どの学校にも、対応する教育環境づくりは望まれるのだよね。

○委員長（高橋直見君） ここは入れなくてもよろしいですか。

○委員（勝又治子） いかがですか。

○委員（尾形剛志君） 答申というのはどういう意味か私も余りよくわかりませんが、ある程度具体性を持ったものを出さなければ、ただ社会に適応するような学校というようなことで、それはそうなるのは当然そうなるのでしょうけれども、やはり答申というのはある程度具体性を持ったものが答申となって教育委員会さんのほうに上げるわけでしょうから、全

部がそれに関係するからといって、ただ今は南郷地域は特に今少子化があつて、そういう地域性があつて非常に学校が不利ですから、具体性を持ってそこにやったほうが早くというか適応する必要があるという意味で書かれたのだと思うので、私は答申というのはそういうものでないかなというふうに思っていますけれども。

ですから、先ほどの「統合」にもこだわりますけれども、「読み取れるでしょう」ではなくて、答申というものはもっと具体性を持ったものでなければならないのではないかなというふうに考えます。

○委員長（高橋直見君） 最初の挨拶で申し上げたのですけれども、学習指導要領を読みますと、気の抜けたビールみたいな文章ですね。本当にぶつかりどころもない、本当に何か欠点のない、しかし何を言わんとしているのかわかるのは非常に困難です。それは、会議を重ねて、練って練って「これは問題、これは問題」といくと、本当に気の抜けたビールみたいなそういう文章に近づくかと。多少荒っぽいけれども具体性のある答申をいたしましょうというような御提言なのですが、「社会の変化に対応する教育環境」というのは、これは大前提ではあるけれども、特に南郷地域はちょっと小牛田地域と違う事情を抱えているので、少しそれを促進する意味でもこの表現でどうですかということのようですが。あつても別にそう有害ではなさそうに思うのですが。

○副委員長（木村強一君） あつてもいいし、取つてもいいというか。取つても別に、「社会の変化に対応する教育環境づくり」というのは、どこでもやらなければならないことだね。これ、大変すばらしい内容だと思うので、事務局で我々が発言したことだけをまとめたのね、3)と4)は。

○委員長（高橋直見君） これは事務局と打ち合わせして、こういうふうにしたところです。

○副委員長（木村強一君） そうですか。では、すばらしい内容なのだけれども、いま少しまとめてみて、私もやっぱりもう少し具体性を持ったほうがいいのではないかと思うのね。審議であつても。何か難しいのを書くと、それで審議だとか何だとかというのは日本の悪いくせだからね。誰にでもわからないような、誰にでも自由に解釈できるというような。だから、もっと具体性を持って書いたほうがいいのではないですか。いま一つ検討してまとめる必要があるのではないのでしょうか。

○委員長（高橋直見君） 副委員長さん、そうすると恐らく全体のことというのは今この部分で審議していることで、統合中学校の新設云々のこれは、これは具体性を持っているのです。

○副委員長（木村強一君） いや、統合中学校とかなんかでなくて、統合中学校は今わからない

いのです。これ「当分の間」と言いましたか。当分の間の問題なのか、あるいはずっと先の将来的な問題なのかまだわかりませんよね。だけど、子どもたちのどれくらい的人数がこれから考えられるのかという推測した人数は出てきているね。そうすると、「当分の間」と言うと、14、15年と言うと、今生まれてきた子どもが学校に上げて生徒になるというようなことは推測できるわけ。とすると「当分の間」というと14、15年かなというようなことも言えるわけで。そういうようなことから考えて、統合中学校とか何とかというのを考えていくのがいいのではないだろうか。

それから、ずっと前から言っているのだけれども、小規模校だっていろいろ工夫しているのだよ。青生小学校などは小規模校ですから、あそこで学校経営をどうしたらいいかと、校長さんもいられるけれども、考えているわけで、その効果が上がっているかというところが上がってくるのですね、青生を見てみると。だから、何も大きくするだけのものではなくて、私なんかは1学年が8つだか9つある、そんな学校にもいたことがあるのですけれども、その効果が上がっているかというところではないのですね、決してね。やり方なのですよ、教師の。

校長さんがここにいるから失礼になるのだけれども、校長さんの指導力ですね。どの程度あるのかということも問題になってくるのではないかと。そうすると、それに号令かけるのは教育委員会ですから。保護者の方や子どもたちに、いろいろそのような相互関係の中で考えていく必要があると思うのですがね。これはただ単に統合中学校と、あるいは何々の学校給食とかというように考えるだけで解決する問題ではないものですから。

いろいろと言いましたけれども、これは3)とか4)というのはすばらしいことだと思うのですよね。自分たちが発言してこんなことを言うのもおかしいですけれども。それを何とか具体的なものに具体性を持たせた文章表現というのですか、それに直せないかどうかということですが、事務局に任せるというのもおかしいかな。

○委員長（高橋直見君） 今、ずっと審議を続けてきていまして、学校等の適正配置及び通学区の基本的な考え方。少人数で教育の効果を上げていくということも、当然それは今までの審議でもありましたので、そういうことを前提にしつつも基本的な考え方はこうですねというふうにまとめたのがこの答申案なので、今からそれをまた何か掘り起こしてやるとなると、また大変な作業になるかなというふうに思ったのですが。

何かこの中で、こういうふうに盛り込んだらそういう考え方でいけるといふような御提言であると大変ありがたいのですけれども。こういう表現であればいいぞと。ぜひ、そのアイデアをお借りして。

○副委員長（木村強一君）　そうですか。そうすると、今急に出ないから、また後というようなことになるのですけれども。やっぱり可能性の問題ですよ、我々が考えるのは。こういうような学校環境というのはいろいろ可能性があるのではないかと。そして答申となると私は思うのですけれどもね。

○委員（勝又治子君）　大きなところで御発言されているのだと思いますが、私は審議を進めてほしいと思います。

○副委員長（木村強一君）　わかりました。

○委員長（高橋直見君）　随分積み重ねてきたわけで、その辺ある程度最大公約数というか、そういうものでまとめてみたいなというふうに思うのです。なお、副委員長さんの、これはこういうふうな表現にしたらもっと生きるぞという御意見であれば、それは生かしますので。

○副委員長（木村強一君）　私は、3）は「当分の間」というのは、これは思うに別の文言にしたらいいのではないか。

それから、「将来を見据え学校規模の適正化を踏まえた検討」ということですが、これを言っているでしょう、統合中とかなんかで。だから、そこを統合中というふうに入れるのは、やっぱりどのように変化していくか判りません。少子化がだめだと言っているわけではないですよ、日本中全部。少子化もいいのではないかなというようにもできるのです。だから、一概に否定はできません。そこを可能性の問題として文章表現したらどうなのかね。

それと、「学校配置は適正と思われる」。これはいいのではないですか。理由の①です。「小牛田地域の二つの中学校の生徒数の推移」云々、これはいいと思う、実際にね、わかります。

「近い将来適正規模と考える学校配置が困難になると推測されるので、次世代を見据えた検討の継続が必要と考える」。この文面の「次世代」と言うのとどのようになるかわからないから、このように文章表現を使っているの、それを難しい言葉ではないほうがいいのではないかなと思う。当然これは統合中のことも入ってくるし、統合しないで例えば段階的に小さいところは小さいなりの、この中にも考えているように幼小連携とか小中連携とか。あるいは、英語の中学校の先生が小学校に行って小学生と一緒にやる。小学生を見てくれると。小学校の先生が、例えば体育が得意だから中学校に行って部活動を指導してくれるとか、そういうようなこともできます。ただ、そのようなアイデアがあるわけだから、そのアイデアを実現できるような文章をやっぱり我々はきちんと上げたほうがいいのではないかなという気がします。

だからそういう意味で、「統合中学校の新設」と書くよりも、考えたらいいのかなと。

4）は、これも「当分の間」とありますけれども、「社会の変化に対応する教育環境づく

り」ということで、バックになる資料、それもここに挙げたほうがいいのではないかと、そういうふうを考えます。そして、理由の2行も取る。いらぬですね。そして、3行目の「取り組みを活かし、小中一貫などを」以下のところですが、**「教育効果を視野に入れた新しいタイプの学校等のあり方を検討することも考えられる」としたほうがいいのではないだろうか**と私は思っているのですけれども、余計なことですか。

○委員長（高橋直見君）　今まで御意見をいただく機会があって、ありがたいと思うのですが、ここですぐに直せるというふうな部分にはならないですね。

○副委員長（木村強一君）　そういうことからいくと、委員長が先ほど提案している、できるだけ今回で終わりにしようというのはちょっと難しい。

○委員長（高橋直見君）　恐らく今までのお話をまとめますと、次回、もうまたゼロに戻ってまた審議する。この繰り返しはかなり困ると思う。どこかである程度、公約数のところでまとめに協力してもらおうと助かるのですけれどもね。内容的に違うのであれば無理ですが、今までの10回の審議会を踏まえた上でのまとめということですので、そうありがたいと思うのですが。はい、曾根委員。

○委員（曾根昭夫君）　ゼロに戻すのではなく、ちゃんと1ページからきちんとまとまってきたのだから、このままやったらいかがですか。何も急いで、この回で終わらせるなんて、そんな発言をするから開口一番いつも私が言うてしまうのですよ。きちんとやったらいいのではないですか、8月まであるのですよ。

○委員長（高橋直見君）　それで、御意見を踏まえながら進めていきます。十分審議することですから。

それで、今の御意見ですとやっぱりここをこう直したらいいということを、何回かチャンスがあるわけです、短い時間ですけれども。その辺を御協力いただくと大変ありがたいと思います。

○委員（曾根昭夫君）　ですから、今副委員長さんからいろいろな意見がありましたね。そういうものも含めて、この部分を直すとはすぐというわけにはいかない、事務局のほうでいま一度ごちゃごちゃになってしまいますので、成案に直してそして郵送でいいから各委員に配って見て、次回いま一度開くというようにしたらいかがですか。開くのが嫌だと言っているのでは全然審議会になりません。私はそう思います。責任ある審議会ですから。法令で決まったあれですよ。

○委員長（高橋直見君）　いや、早く終わればいいという考えではなくて、もう数回で終わる予

定なのが11回を迎えているので、そろそろまとめに入ると。それで、答申案をきょうで2回目ですね。その前にも案文をお送りして、そしてその都度御意見をいただいているわけです。それで、何かメモとかお寄せいただければ、極力それを事務局が直して、私も目を通してという形で御提言をしているわけですから。

○委員（曾根昭夫君） 私でなくて、副委員長をちゃんと入れてやってください。何回も言っているのです。

○委員長（高橋直見君） 副委員長についても、そのような手続を踏んでいます。いるのですが、きょうこの場でまた副委員長さんからいただいているので、それを前にいただければ済んだねというふうなお話をしているわけです。

○委員（曾根昭夫君） ちゃんと顔を見て、そして事務局と突き合わせてやってください。

○委員長（高橋直見君） いや、その調整の仕方はいろいろな方法がありますので。

○委員（曾根昭夫君） それは何かどこかで聞いた話ですね。このようなのを配ったから、それでよろしいというのは何かどこかの議会で聞いたなあ。それはまずいですよ。

○委員長（高橋直見君） 何の話ですか。ちょっと私にはわかりません。

○委員（曾根昭夫君） 私はあえて「言った」というと傷つくから言わないだけ。

○委員長（高橋直見君） どうぞ、傷ついていないですから。わからないことを言われても。

先ほど、事務局で何かおっしゃいましたよね。副委員長さんに何かその案文を示して打ち合わせをしたような。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。

○副委員長（木村強一君） 事務局が自宅に来ました。

○委員（曾根昭夫君） そうしたら、持っていったと。それで討議したとか審議したとかと、そういうようなことにはならないと思うのです。あくまでも持ち寄った、あるいは送られてきたのを見るということは、修正して意見を具申して、それをまたまとめて、そして次回また突き合わせてみてと、そういうふうにしていけばいいのではないですか。

委員長さん、もう1つ。何も戻ることじゃないのですけれども。ちゃんと1ページはまとまっていますよ、もう。2ページだってもういいところを進んできて、もう少しで終わるのですよ。

○委員長（高橋直見君） まとまっていると思いつつ、いろいろな御意見がこう出てくると。

○委員（曾根昭夫君） いやいや、そんなことないですよ。だから、ちゃんと委員長に言ったのですけれども、その日のうちのまとめというはやって、了解とることで話を進めてくださいと

言っているのです、再三。何でできないのですか。

○委員長（高橋直見君） そんなに声を荒げないでですね。

○委員（曾根昭夫君） いや、声を荒げるも何もそういうふうになっているからですよ。もう少し静かにちゃんとやってください。

○委員長（高橋直見君） 静かに言いますけれども、事務局と打ち合わせをしていますが、なかなかお互いの日程とか調整の問題もあるのです。日程調整をしながら、できる限り私の職場にも足を運んでもらっていますし、できるだけ時間を割いてやっているわけです。そしてここにまとまったのが今日の案です。

ちょっと少し言わせてもらえれば、随分努力しています。副委員長さんにも前もって協議していますよ。

○委員（曾根昭夫君） 努力はいいのですけれども、委員長と副委員長というのは一緒に一体になって進めなければだめなのですよ。

○委員長（高橋直見君） あのね、ちょっと待ってください。そのことは、委員長が副委員長に協力しないからだめだということですね、そういうことでしょう。

○委員（曾根昭夫君） 委員長と副委員長と一体となってやるのだ、それが委員長・副委員長でしょう。

○委員長（高橋直見君） ちょっと条文を読ませてもらうと、「副委員長は委員長を補佐する」とあるのです。それで補佐してもらっていると思っている。補佐する体制はいろいろなやり方があるのです。しょっちゅう額をつき合わせて打ち合わせすることが補佐だけではありません。

○委員（曾根昭夫君） もうまとまりの時期ですから、特に言っているのですよ。

○委員（尾形剛志君） 前に進んでいいですか。私も今いろいろ木田先生とか勝又委員の話を聞いて、私の意見も言ったのですけれども、要するに3番と4番の関係で、3番について言うところ「小牛田地域の中学校においては、当分の間、現在の中学校区単位での学校配置が適正と思われる」と。「ただし、将来を見据え学校規模の適正化を踏まえた検討を継続する必要があると思われる」。理由、この文面を、ある程度具体的にした答申にするのか、それからそこまで具体的にはしなくてもいいのかなという2つの違いのような気がするのです。もし、そこまで具体的にする必要がなければ、下の南郷の4も要らなくて、「美里町の中学校の生徒の推移を見ると、近い将来適正規模と考える学校配置が困難となると推測されるので、次世代を見据えた検討の継続が必要と考える」ということだけで、そういう検討を将来なさってくださいという答申で終わるのか。

私が言うのは、答申だから具体的に南郷地域はこうである、小牛田地域は2校統合の方面を考えてほしいというような、その具体的なものまで答申するか、抽象的な形で将来を見据えて必要と考えるというところの違いだと思うのです。

○委員長（高橋直見君） 諮問をいただいたことに対する私の考え方は、やっぱり基本的な考え方ですから、具体の細かいところまでは必要ないのではないかなという気があるので、そこに踏み込むと今度はまたかなりの時間を要するし、また委員さんの中で1つの意見にまとめられるかどうかちょっと未知数ですので、ある程度ばさっとしたそういう答申を出して、審議会の役割というのはそこで終わりではないかという気がしています。

○委員（尾形剛志君） そうしますと4番はいらないのではないかなと思います。

○委員長（高橋直見君） 南郷地域についてはカットしてもいいのではないかと。そうすると、2)と3)は小牛田地域の小学校、中学校とこうきているのですが、4)はちょっと3)までと比べると少し具体的過ぎるので割愛すると。

○委員（尾形剛志君） はい。という意見と対立するのではないかなというふうに私は考えます。

○委員長（高橋直見君） なるほどね。どうしましょうかね。4)を、では思い切って割愛することのでいかがですか。

○副委員長（木村強一君） 4)のね、「南郷地域」ですね。

○委員長（高橋直見君） はい、取ると南郷地域が少しかわいそうな気がするのですけれどもね。

○委員（荒川 繁君） 委員長さん、もう一度、3)と4)については原点に戻って皆さんに委員長のほうからお諮りいただきたいと思うのですが、1つは3)の②を削除するという案。それから、4)については、「まとまりのある地域は南郷地方だけではないよ」という意見もありましたので、「南郷地域は、少子化により」云々という文章にいかがですかということで、一回お諮りいただいたほうがいいのではないのでしょうか。

○委員（曾根昭夫君） 少子化は南郷地域だけですか。全体に通じる。やっぱり、このほうがいいのではないですか。3)、4)はあって、何でだめなのですか。

○委員（荒川 繁君） じゃあ、それをお諮りいただいたらいいのではないですかと。いろいろな意見がでていますが、もしも、そうしないと会議が前に進まないですよ。

○委員長（高橋直見君） もう一回復習します。3)の理由の②は、これは削除ですね。それから、4)の本文です。「社会の変化に対応する」はいらない、取るという。それから、その下の理由の2行、「少子化」の前まで、ここを削除する。

それからもう1つ、副委員長さんからあったのですけれども、理由の下から2行目、終わり

のほうに「小中一貫など」というふうな表現の前に「教育効果が上がるような新しいタイプの学校」と入れた方が良く。ちょっとここを具体的に入れなかったものですから、副委員長さん、いかがですか。

○副委員長（木村強一君） 「小中連携」とかいらないのでないかと言うのですか。

○委員長（高橋直見君） いや「連携」でなくて、「一貫などを視野に入れた新しいタイプの学校」の表現を、「教育効果が上がる新しいタイプの学校」というふうにしたらいいのでないかという御提言だったように思うのですが、そういうふうに直すことについてもう一度お願いします。

○副委員長（木村強一君） もう一回言っていることね、じゃあお話しします。南郷地域ですね。「社会の変化に対応する教育環境」というのは、これはカットするということでしたか。

○委員長（高橋直見君） そういう御意見が出ましたが、これについてはカットするというふうなことで皆さんのほうからいろいろと出ているのですけれども、カットしてよろしいかどうかということです。

○副委員長（木村強一君） これ、カットするというほうの意見ではないですかね。なくてもいいし、あってもいいというような。

○委員長（高橋直見君） そうすると、「当分の間、配置は現状のとおりとする」ということですね。

○副委員長（木村強一君） はい。あと下のほうは、「少子化により適正規模の保持が困難な地域の現状を考慮し、幼小連携、小中連携などのこれまでの取り組みを活かし、小中一貫などの教育効果を視野に入れた新しいタイプの学校等のあり方を検討することを考えている」としたらどうでしょうかと話したのです。

○委員長（高橋直見君） 「教育効果」を「視野」の間に入れるのですね。

○副委員長（木村強一君） ええ。この「教育効果」も曖昧なのね。

○委員長（高橋直見君） そうすると「教育効果が上がるような小中一貫校などの新しいタイプの」ですか。文章もちょっといじると固有の意味が変わってきますので。事務局と後でいろいろ協議したいと思います。

それでは、先に進めてよろしいですか。時間も大分押していますので。

○委員（荒川 繁君） 今の協議で全員了解したということですか。

○委員長（高橋直見） 文章をつくって見ないと。これだけいじられると、いろいろまた確認も必要になります。

○委員（荒川 繁君） 3）は、②を削除でいいということで一応いいということですね。

○委員長（高橋直見君） はい。

○委員（荒川 繁君） それから、4）については本文の後ろのほうの「社会の変化に対応する教育環境づくりが望まれる」を削除して、「現状のとおりとする」ということですね。それで、理由については、「南郷地域は、少子化により適正規模の保持が困難な地域の現状を考慮し、幼小連携、小中連携などのこれまでの取り組みを活かし、小中一貫などの教育効果を視野に入れた新しいタイプの学校等のあり方を検討することが望ましい」という文章になるわけですね。

○委員長（高橋直見君） そうですね、大体そのようなことです。またちょっとニュアンスが変わってくると思います。

○委員（荒川 繁君） それでいいのですか。全員了解で、前に進むのですか。

○委員長（高橋直見君） はい、前に進むのです。

それで、あと（3）、（4）、（5）と3つ残っているのですが、きょう終えようと思ったのですけれども、なかなか。できるだけだいまの御意見を踏まえて、事務局と調整した文案を送付しますので、それに御意見を書いていただく。この会議で御意見をいただくと、このようになりますので。十分協議をしないとこれは11回が12回となります。

いかがにしますか。4時半を過ぎたところですが、引き続ききょう全部やってしまうか、もう1回やるか。今日はそろそろ終わるかなという感じがします。どなたか御意見をいただければ。

○委員（曾根昭夫君） 次回やったらいかがですか。意見をまた事務局に出すという形で宿題にして。

○委員長（高橋直見君） そうしますと、もう1回出す。できるだけ第12回で終わりたいというふうに思いますので、前もって御意見をいただくと。この場では、時間がかかりますので。

○委員（曾根昭夫君） ちょっといいですか。委員長さん、終わりとだけ言わないでほしいの。私はどうも刺さってしまうのですけれども、「あと1回で終わり」だとかと、そういう言葉はいらぬですから。何か2月に終わらせると頭にあるのでないですか、違うの。

○委員長（高橋直見君） 委員長の本音を言わせてもらおうと、委員長の交代をお願いしたい。そういうようにできませんか。

○委員（曾根昭夫君） いいですよ、かまわないですよ。

○委員長（高橋直見君） とにかく、これではもうまとめ切れないなという思いがあります。ちょっと愚痴が過ぎましたけれども。副委員長さんが委員長をやられたらいいなど、ちょっと前

からちらちらとは考えていたのです。私も反省ですけれども、よそから来てこの審議会の委員長を引き受けたこと自体が、ちょっと見通しが甘かったなど、反省です。

○副委員長（木村強一君） 前に経験しているし、委員長さんは。

○委員（荒川 繁君） 御提案というかお諮りしていただきたいのですが、それぞれ委員さんは意見がいっぱいあると思います。それで、前回の会議でも申し上げましたけれども、事務局のほうで答申案という形で一応出てきたわけです。いろいろ文章協議については、不適切な部分もある。重複する部分もあるということは十分委員さん方も御理解し、意見を述べられていると思うのですけれども、できれば書かれている文章のどこが悪くてこのように直したらどうかというふうな、具体的にその理由を出していただかないと、事務局のほうで考えてみると言われるとまた次回に申し送りになってしまうと思うのですよ。

そうではなくて、やっぱりある意見であれば、きちんとかこの文章はこのように直したらいいのでないですか、これも入れてこうにしたらいいのでないですかと、一応皆さんに披露していただいたほうが私はいいと思うので、そのことで、やっぱりそのとおりですね、そのように直したほうがいいのでないですかとしないと、なかなか前に進まないのかなというように思います。

私はあと1回か2回で決めたほうがいいのかとは思いませんけれども、ただ、ここまで事務局で一生懸命つくっていただいたものですから、これを土台にして多少加筆するなり訂正するなりという形でまとめられても、もういいのでないのかなというふうに思うのです。ですから、会議時間は恐らく2時間ですから、2時間の中で吟味された審議をするためには、具体的に表現方法を提示していただいたほうがいいのではないのでしょうか、そう思います。

○委員（曾根昭夫君） 事務局で何か言いたいことはないのですか。何を言うかということ、私が言いたいからなのですよ。はっきりさせないとだめなのです、こういう話。

荒川委員さん、私これだけページも4ページほど挙げているのです、細かく1行ごとに。いいところは何も書きませんが、ちょっとこれは変えたほうがいいなというところを書いているのですよ。

○委員（荒川 繁君） 済みません、それをそれ以上の項目でいろいろ今発言していただいているわけですよ。これからも発言していただくわけですよ。

○委員（曾根昭夫君） だから、いや違うのですよ、いいですか。これに、今回1月28日、本日のものに盛り込まれていないのです。だからうるさく言っているのですよ。意見を書いてある、書いて意見しているのですよ。あなたはしていますか。

○委員（荒川 繁君） あのね、曾根委員さんが出されたものを皆で審議しなければならないわけですよ。曾根委員さんが出されたものがこの中に全然網羅されていないというのは、それはまた別の問題ではないでしょうか。皆さんに、私はこれに意見があるのだけれどもどうですかと諮っていただいて、やっぱり曾根委員さんの言うとおりのだから、ここの文章はこう直したほうがいいですねというのが、私は会議かと思うのですよ。曾根委員さんが出したものをそのまま全部ここに網羅されているとか、俺が言いたいことが全然網羅されていないとかという話ではないと思うのですよ、会議というのは。そうでないでしょうか、皆さん。

○委員（曾根昭夫君） ちょっと待って、委員長。

○委員長（高橋直見君） はい、どうぞ。

○委員（曾根昭夫君） 今ここで、私は4ページで大事な点、わざわざ書いてあるのですが、ここで皆さんに意見として言えということ。そういうことですか。

○委員（荒川 繁君） その項目の場面でお話しされてはどうですということ。私はこのように考えているのですけれども。それが私はわからないわけですから。初めてそこでわかるわけですから。

○委員（曾根昭夫君） その言っていることが判りません。

○委員長（高橋直見君） わかりました。曾根委員さんの御意見もいただきまして、事務局がそれを踏まえてこう直しましたというのをきょう出しています。ただ、その出し方が、曾根委員さんの出された御意見書のメモ、それを皆さんに配って、そして事務局のほうからここはこう直しました、ここはこう直しましたという進め方をすれば、それはなおよかったかなと思いますけれども。ただ、曾根委員さんだけではなくて、ほかの委員さんが出されていること、それを突き合せていくと、やっぱりこういう案文でまとめるのが一番よろしいのかなと思っていたのです。それに御意見をいただくのが、審議会だと理解しております。

○委員（曾根昭夫君） ちょっと、私が挙げた4ページを見ていますか。

○委員長（高橋直見君） 拝見しました。

○委員（曾根昭夫君） だけど、ポイントが入っていないの、だから言っているの。

○委員長（高橋直見君） いろいろな方からの御意見があるので、それをどういうふうに盛り込むかというのは難しいのだと思います。表現上、自分の意見をそこに表現してほしいというその気持ちはわかるのですが、だから100%の表現で盛り込むというのは難しいですね。いろいろな角度がありますので。

○委員（勝又治子君） それでも、荒川委員さんのお話しされたことでいいと思うのです。意見

を出した、それで全部を網羅するのは当然無理なことで、私はこのところはこういうふう
に思ったのだということで、また討議されることでよろしいかと思えますよ。それが会議だと思
いますので。

○委員長（高橋直見君） それで、次回からとにかく、きょう審議いただいたことに対する意見
も含めて1から5までの諮問事項についてできるだけメモをいただくと。私はこういう意見で
す、ここはこう直す。具体の表現まで事前に御意見いただきたいと考えます。

○委員（勝又治子君） 1から5までですか。

○委員長（高橋直見君） ええ、きょう審議したことも含めて。また蒸し返しますから、どうし
ても。3月だっているいろいろあるし、今日の表現も随分かわっていますよ。

○委員（曾根昭夫君） だから、今私言ったでしょう。1ページまで終わりましたねと言ってい
るわけですから、それを事務局で文言を直したやつを配ってもらうわけですか。そうすると、
それは本当に直したか確認しなければならぬ。蒸し返すわけではない。

○委員長（高橋直見君） だからそれをお願いしたいと。

○委員（曾根昭夫君） 何でそういうことを言うのですか。蒸し返すなんて失礼な。

○委員長（高橋直見君） いやいや、事務局で直すでしょう。直した場合に、この表現が違う
とか、これは余計だとか、そういう御意見は看過するわけにいかないと思うのです。

○委員（齋藤 寧君） 今まで審議した分、もう一度事務局で改めては大変なのですけれども、
まとめていただく。だからきょう審議しない分は、確認して。次の項目からやったほうが、意
見をもらったほうが一番いいのではないですか。

○委員長（高橋直見君） 原則、第3の諮問事項から審議しますが、1、2についてきょう御意
見いただいたのをこれを直して出しますので、それを見直したときにまた御意見は少しあるか
と思うのです。いや、この間言った意見は実はこうだと。なるべくそうならないようお願い
したいけれども、あると思えます。それを全部却下というふうなことで進めるのはちょっと乱
暴と思っています。だから、回数が進んでいます。

○副委員長（木村強一君） 事務局で、きょうの直したというようなことを出した資料、委員の
方からの発言によって。それについて、それを今度のときに出すのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいですか。

きょう御審議いただいたところまでの直しというのは、そんなに時間がかからないで各委員
様方のほうにお渡しできるかと思えます。それでもって、委員長が言われたとおりの各委員様か
ら事務局のほうにそれに対する意見などをいただいた上で調整することは可能だとは思いますが

が、きょう御審議いただいたのは大きな2つ目の諮問事項のまだ途中でございます。ですから3つ目以降の諮問事項に対する答申については、それに対して御意見をいただくということで、いただいた上でまとめるということによろしいのかどうか事務局のほうでも今戸惑っているところではあります。

○委員長（高橋直見君） それで、3、4、5についてもう一度お目通しいただいて、御意見があればその自分が書いたメモを事務局のほうにお出しいただくと。それは次回の委員会では全部コピーして皆さんに配ると。各委員さんの御意見をいただいて、これをこうまとめたというふうな、そういう透明度の高い形にちょっとしたいなと思いますので、よろしいですか。私のメモは表に出るのは困るとか、そういうのはだめですけども、よろしいですか。曾根委員さんにはいただいています、もし再度また御意見があれば、それは再度おつくりいただいて構いません。

○委員（荒川 繁君） それは気づいた点で発言をするということでもいいのではないのでしょうか。コメントを出して、それをみんなで見るというのは大変ではないかと思えますけれどもね。

○委員長（高橋直見君） いや、私が言った意見が生かされていないということになるとまたこうなりますから、それはメモをいただいて、いただいたのをお渡ししたい。

○委員（荒川 繁君） 済みません、そのことですけれども、出された意見をすぐその文章に入れるというか採用するという形は、私はまだ早いのではないかと思います。皆さんで議論して、やっぱりこれは入れたほうがいいという話で、そこで成案になる話であって、皆さんからコメントもらったものでないと入れるというわけにはいかないと思うのです。今のこの案で私はまた次回の会議にしていいたいと思うのです、審議しない部分について。

それで、そのことについてはそれぞれ意見があるわけでしょうから、そのときに意見を出していただいて、皆さんで議論してはいかがなものでしょうか。

○委員長（高橋直見君） そういう形で進めていますが、なおそれでもまたいろいろ御異論がありますので、だから苦労しているのです。何というか自然な形で進んでほしいなという願望は持っていますが。

○委員（荒川 繁君） 私はやはり会議はそのようなものと思っていますので。

○委員長（高橋直見君） 私もそう思っていますから。

それでは、きょうは5つの諮問事項の2つまでを一応御審議いただいたということで、2つについてはもうほとんど文字調整で、あとは3から次回は進めたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、1点だけよろしいですか。2番目の諮問事項の

5)の「現状の幼稚園配置は、適正と考える」というのは、私のほうの事務局の説明の中では1と同じように削除ということなのですけれども、委員の皆様方もそれでよろしいということでもとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

○委員長(高橋直見君) それでは、きょうの審議を終わらせていただきたいと思います。あと事務局。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

それで、本日第11回目の会議を持たせていただいたところでございますが、次回の会議については、大変申しわけありませんが未定ということをお願いしたいと思います。内情を申し上げさせていただきますと、本年度の予算でのこの審議会での費用については、今回で全て消化してしまっております。新たな審議会の開催につきましては、委員様方の報酬、旅費等の新たな財源の裏づけがないと開催ができません。ですので、次回の12回目となるのでしょうか、会議については今のところの日程は未定ということしか事務局のほうでは申し上げられませんので、その点御理解よろしくをお願いしたいと思っております。

○委員長(高橋直見君) つまり、今年度中には難しいと、そういう解釈ですか。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 今現在では、その予算の裏づけがないということでございます。今後、3月に町の定例議会が予定されておりますが、その3月の補正予算ということで計上しても、議会との兼ね合いから申し上げまして3月の末に開催できるかどうかの状態かと思われまして、ですので、今の段階ではいつ開催できるとははっきりと事務局のほうでは申し上げられない状態でございますので、その点御理解いただきたいと思います。

○委員長(高橋直見君) 次回の日程は無理でも、これはこうなる、こういう見通しはまだ無理ですか、今は待つだけで。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 見通し的には新年度、平成26年度4月1日以降の会議というのが一番現実的なのかなとは、今考えているところでございます。

○副委員長(木村強一君) 簡単に言うと、とにかく金がない。今年度中の予算は消化したと。だからできないのではないかということでしょう。だけど、もう真剣に討議しなければならないものである。大体は、喫緊の問題だと、課題だということを言っているわけだから。金の問題に対しては、我々の審議は町のこれからにかかわる問題だから、なくたってやるさ。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 委員長よろしいですか。うちの課長補佐が今説明したとおりなのですが、委員の皆さんには本当に一所懸命討議していただいております。行政機構上、財源の裏づけという部分は当然必要ですが、ちょっと私も今回のケース、途中で会議をもう1回開かなければならない、あと2回ぐらい必要だ、その読みができていなかったという部分については反省に立つわけですが、今後その年度内に、今現在は課長補佐が説明したように報酬等の予算というのはなくなっています。

ただ、絶対に会議をやれないのかということではなくて、その部分についてはやれる仕組みをちょっと模索したいというふうに思うのです。私もかつてこういった経験があれば、じゃあこういうふうにして予算の部分はこういうふうにするから、だから開けますよというふうに言えるのですけれども、まだ私もその部分の経験がないものですから、担当部署のほうと相談させていただいて、それで委員さん方の気持ちは十分理解していますので、そのような形で対応させていただければありがたいと。

特に、今回曾根委員さんからも言われているように、この審議会は条例で定めた委員会でございます。重みが違います。そういったことからしますと、きっちりと裏づけをとって、委員の皆さんには、堂々と審議をしていただくのですから、それなりの裏づけをとってきちんとしたいという気持ちは十分持っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

決まった暁には、早速委員長、副委員長に相談しまして会議のお願いをするようになるかもしれないけれどもお願ひいたします。

○委員（荒川 繁君） 済みません、もう1つだけ。これ、会議録にとらないでください。

○委員長（高橋直見君） はい、休憩とします。

休 憩 午後4時55分

再 開 午後5時

○委員長（高橋直見君） 再開します。

○委員（荒川 繁君） 次回は審議項目もそれほど多くないですから、意見はいっぱい出ると思いますけれども、少し長目の会議時間をとっていただいて、何とか固める方向に行けないのかなというように思うのですけれどもね。

○委員長（高橋直見君） それはそうなりたいと私は思っているのですが、なかなか思うようにいかないのが会議なのですな。

できるだけまとめに入って、そろそろできるかなと思っているのですが、こうなる。できるなら年度内にもう一回予備費、補正予算なりなんんりの手順をとって、3月ですか。2月、3

月、何とかありませんかね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 善処させていただきます。

○委員長（高橋直見君） それでは、次回の日程についてはこのようにということで。

○委員（勝又治子君） いつごろまでに教えていただけますか。やっぱり働いている人もいるし、私も予定があると。いついつまでには連絡しますよと言っていたかとすごく安心なのですが、難しいですか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） ちょっと、録音を止めた上で発言させてもらってよろしいですか。

○委員長（高橋直見君） 休憩とします。

休 憩 午後 5 時 2 分

再 開 午後 5 時 6 分

第 6 閉会

○委員長（高橋直見君） 再開します。それでは、閉会行事を。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいですか。それでは、5時も過ぎてしまいました。本日の会議につきましてはこれで終了させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、本日審議した部分についてはなるべく早目に皆様方にお渡ししたいと思いますので御理解いただきたいと思います。あとは、3番目以降のことにつきましては皆様方の御意見などを、委員長が話したとおり事務局にお寄せいただければありがたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に副委員長さん、閉めの御挨拶をお願いいたします。

○副委員長（木村強一君） では、長い時間御苦勞さまでした。この次、万事うまくいくように皆で頑張ってやっていきたいと思います。あと気をつけてお帰りください。どうも御苦勞さまでした。

午後 5 時 7 分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 3月18日

委員長